

## 議 事 日 程 第 2 号

平成25年6月12日（水）午前9時開議

日程第1 一般質問

### 本日の会議に付した事件

議事日程第2号と同じ

### 出欠議員氏名

出席議員（24名）

|       |   |   |   |     |    |       |       |   |   |     |    |    |
|-------|---|---|---|-----|----|-------|-------|---|---|-----|----|----|
| 1 番   | 木 | 村 | 芳 | 浩   | 議員 | 2 番   | 相     | 田 | 克 | 平   | 議員 |    |
| 3 番   | 高 | 橋 | 嘉 | 門   | 議員 | 4 番   | 佐     | 藤 | 弘 | 司   | 議員 |    |
| 5 番   | 山 | 田 | 富 | 佐 子 | 議員 | 6 番   | 山     | 村 |   | 明   | 議員 |    |
| 7 番   | 鈴 | 木 | 章 | 郎   | 議員 | 8 番   | 高     | 橋 |   | 壽   | 議員 |    |
| 9 番   | 白 | 根 | 澤 | 澄   | 子  | 議員    | 1 0 番 | 佐 | 藤 | 忠   | 次  | 議員 |
| 1 1 番 | 遠 | 藤 | 正 | 人   | 議員 | 1 2 番 | 堤     |   | 郁 | 雄   | 議員 |    |
| 1 3 番 | 工 | 藤 | 正 | 雄   | 議員 | 1 4 番 | 齋     | 藤 | 千 | 恵 子 | 議員 |    |
| 1 5 番 | 島 | 軒 | 純 | 一   | 議員 | 1 6 番 | 海     | 老 | 名 |     | 悟  | 議員 |
| 1 7 番 | 渋 | 間 | 佳 | 寿 美 | 議員 | 1 8 番 | 相     | 田 | 光 | 照   | 議員 |    |
| 1 9 番 | 中 | 村 | 圭 | 介   | 議員 | 2 0 番 | 小     | 島 | 卓 | 二   | 議員 |    |
| 2 1 番 | 佐 | 藤 |   | 兵   | 議員 | 2 2 番 | 高     | 橋 | 義 | 和   | 議員 |    |
| 2 3 番 | 小 | 久 | 保 | 広   | 信  | 議員    | 2 4 番 | 我 | 妻 | 徳   | 雄  | 議員 |

欠席議員（なし）

### 出席要求による出席者職氏名

|                      |         |                  |         |
|----------------------|---------|------------------|---------|
| 市 長                  | 安 部 三十郎 | 副 市 長            | 小 林 正 夫 |
| 総 務 部 長              | 須 佐 達 朗 | 企画調整部長           | 山 口 昇 一 |
| 市民環境部長               | 赤 木 義 信 | 健康福祉部長           | 菅 野 智 幸 |
| 産 業 部 長              | 多 田 美佐雄 | 建 設 部 長          | 加 藤 吉 宏 |
| 会 計 管 理 者            | 遠 藤 善 則 | 総 務 課 長          | 菅 野 紀 生 |
| 財 政 課 長              | 後 藤 利 明 | 総合政策課長           | 我 妻 秀 彰 |
| 水 道 部 長              | 細 谷 圭 一 | 病院事業管理者          | 芦 川 紘 一 |
| 市 立 病 院 長            | 加 藤 智 幸 | 教 育 委 員 会 長      | 高 橋 英 機 |
| 教 育 長                | 原 邦 雄   | 委 員 長            | 神 田 仁   |
| 教育指導部長               | 土 屋 宏   | 教育管理部長           | 伊 藤 精 司 |
| 農 業 委 員 会 長          | 高 橋 寿 一 | 農業委員会会長          | 小 林 栄   |
| 事 務 局 長              | 生 田 英 紀 | 選挙管理委員会<br>委 員 長 | 大 澤 悦 範 |
| 選挙管理委員会<br>事 務 局 長   | 遠 藤 誠 司 | 代表監査委員           |         |
| 監 査 委 員 会<br>事 務 局 長 |         |                  |         |

### 出席した事務局職員職氏名

|                        |         |           |         |
|------------------------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長                | 近 野 長 美 | 事 務 局 次 長 | 高 野 正 雄 |
| 副 主 幹 兼<br>議 事 調 査 係 長 | 松 田 順 子 | 庶 務 係 長   | 青 木 重 雄 |
| 主 査                    | 堤 治     | 主 任       | 我 妻 政 仁 |

午前 9時00分 開 議

○島軒純一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員23名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めます。

.....

## 日程第1 一般質問

○島軒純一議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

一つ、本市の畜産の課題と可能性について、  
2番相田克平議員。

〔2番相田克平議員登壇〕（拍手）

○2番（相田克平議員） 皆さん、おはようございます。

ゆうべはワールドカップ予選を見ておりまして、大分遅くまで眠れずにおりました。きょうは9時から開会ということですので、万が一にも寝坊するようなことがあってはいけないなと思いましたが、テーマがテーマなだけに緊張もあり、5時過ぎにはぱきっと目が覚めたという状況です。

私が本日質問するテーマは、本市の畜産の課題と可能性についてという題であります。非常に重要な課題ではないのかなと。農業というその地に根づく産業の中でも、雪国の米沢にとって冬場も通して周年で農業を営めるという意味で、畜産は大切な産業の一つだと私は捉えています。よって、これから質問を展開したいと思えます。

県内自治体の中でも全国に高い知名度を誇る米沢市、株式会社ブランド総合研究所の地域ブランド調査2011年度全国市町村別商品購入意欲度ランキング第5位の結果が示すとおり、上杉の歴史とともに質の高い食が全国的な評価を受け

ています。

豊かな自然環境とひたむきな人柄が生み出す質の高い農産物だけに限らず、清酒やワイン、ラーメンや郷土料理、和菓子やジャムなど、すぐれた技術や特有の気候と文化と人々のわざが生み出す食文化は、余り脚光を浴びていないものも含め、高い評価のものが多くことも事実です。

このように食に関する産業は本市の経済発展の鍵を握る伸び代の大きい分野として期待できます。今後、この食品産業を成長させていくことが本市経済発展の一つの柱となる可能性を秘めていることは言うまでもありません。

現在、本市が産業振興の中心に据えている工業製品と比べると、自然環境など地域固有の特性と関係が深いことや高い付加価値率を獲得できる分野でもあることから、本市に多くの安定的な雇用を創出する潜在能力も高いと思われます。このようなことから、本市の産業振興における食に関する分野への施策を充実させていくことが重要だと私は考えています。

さて、地域ブランド調査2011年度全国市町村別商品購入意欲度で本市以外のランキング上位の都市を挙げますと、札幌市、函館市、夕張市、名古屋市、仙台市、さぬき市、宇都宮市などです。札幌といえばラーメン、函館といえばおすしや海産物、夕張といえばメロン、仙台といえば牛たん、讃岐といえうどん、宇都宮といえギョーザ。このように都市の名前を聞けばイメージできる食べ物があることから、米沢市の場合はもちろん米沢牛がランクを押し上げていると推察されます。

つまり、米沢牛は本市食品産業のフラッグシップ的な役割を果たしており、今後も高い品質を追求しつつ、安心・安全面での信頼を高め、米沢ブランドにおける不沈艦として先頭を走り続けることが期待されます。

現在の米沢牛の定義は、1つ、置賜3市5町に居住し米沢銘柄推進協議会が認定した飼育者が、

登録された牛舎で18カ月以上飼育、2つ、黒毛和種の未經産雌牛か去勢牛、3つ、米沢牛枝肉市場か東京食肉中央卸売市場に上場、または米沢市食肉センターで処理された日本食肉格付協会の格付を受けた枝肉、4つ、生後月齢32カ月以上で、日本食肉格付協会で定める3等級以上の外観並びに肉質及び脂質がすぐれている枝肉、5つ、県の放射性物質全頭検査で不検出のもの5点で、これら全ての要件を満たさなければなりません。

このように厳しい定義づけが行われているにもかかわらず、昨年の夏、米沢牛銘柄推進協議会は2011年度実績で7%ほどあった去勢牛を2014年12月からは米沢牛の定義から外すことを決め、食味のよさの指標である脂肪融点やオレイン酸含有量において去勢牛よりすぐれているとされる雌牛のみとすることに決めました。

景気低迷や風評被害を引きずる中で、食味がよいとされる雌牛のみに限定することで品質のばらつきを防ぎ、ブランド力を維持しようという狙いによるものです。

しかし、米沢牛の生産にかかわる農家は、繁殖牛に人工授精し生まれた子牛を1年弱育てて市場に出荷する繁殖農家と、子牛を飼い大きく育てる肥育農家、その両方を行う一貫経営農家の3形態に分かれており、一貫経営農家にとっては定義改定の影響が大きく、戸惑いも広がっているようです。

混在化してきたと言われる血統の問題や全国的な品質改良により肉質の差がなくなっていることなどの背景から、より高いレベルでの食味の安定を目指し、重量面での定義の厳格化についても議論が始まったと聞いています。もし実現すれば神戸牛、松阪牛など日本三大和牛の中でも最も厳しい定義となり、その挑戦は生産者にとっても最も厳しい経営状況を強いる形となるのです。

このように米沢牛といえども、そのブランド力

を高め維持していくためには、生産者の努力だけでは乗り越えることが難しい高い壁が存在することを私たちは認識しなければなりません。

そして、米沢牛の振興だけでは米沢牛ブランドの維持が困難であることも認識する必要があります。米沢牛枝肉市場か東京食肉中央卸売市場に上場または米沢市食肉センターで処理された日本食肉格付協会の格付を受けた枝肉と定義づけされているように、芝浦にある東京市場と米沢にある米沢食肉公社を介したもののだけが米沢牛と認められ、米沢牛全体のおよそ85%が米沢食肉公社で取り扱われているようです。

米沢食肉公社は、まさに米沢牛の総本山であり、かなめとなる施設。先人が努力し、築き上げてきた恩恵を享受しつつ、本市産業の発展のためにもさらなる発展が望まれます。

公社の経営基盤となる収益は、主に屠畜による手数料収入と精肉、加工品などの売り上げにより、その多くを牛ではなく豚が占めているのも事実です。豚が入らないと公社の経営が成り立たないという状況にあることも私たちは認識しておかなければなりません。

本市は、国内外で高い評価を受けている銘柄豚がありますが、生産事業者は環境問題を抱え、解決を図るべく自主的に減産を行っている状況にあります。米沢食肉公社としては、県外から豚を集めながら経営の安定を図る努力を行っていますが、品質などのばらつきも多いと聞きます。課題も多く、対応に苦慮されているようです。

このように私たちは多くの人々の努力のもとに米沢牛のブランドが成立していることはもちろん、養豚を初めとする畜産全体が厳しい経営環境の中で、なお米沢牛のブランド価値創出に有機的につながっていることを知っておかなければなりません。そのような理由から、本市の畜産に関して課題と可能性について整理する必要があります。

そこでお尋ねいたします。

1、本市の畜産の現状と課題は。

産出額や品質の評価、生産体制などについて、これまでの推移と現状、現在抱えている課題と将来へ向けた可能性についてお知らせください。

2、畜産振興に対する市長の考えは。

農業産出額3,000億というマニフェストを掲げ当選した吉村知事の強い意志のもと、山形県は農業振興に力を入れ、現場の意欲ある考えが実現するよう、創意工夫プロジェクト支援事業などの施策を積極的に展開し、県内各地でさまざまな活力ある取り組みが見られるようになりました。

畜産は、本県農業産出額の約15%を占め、肉用牛、乳用牛、豚がそれぞれ30%ほどの割合となっています。担い手は着実に集約化される傾向にあり、特に豚は大規模経営に先行して集約されています。

県は畜産物は今後も堅調な需要があるためさらに生産拡大と安定供給を図る必要があるとし、現在は新農林水産業元気再生戦略を策定し、平成17年には318億円だった畜産産出額を平成28年には500億円を目指すとしています。

今日の米沢牛のブランドを確立する拠点となって現在の米沢食肉公社の立ち上げの経緯からも、リーダーの強い意志が産業の底上げを図ることは歴史上見ても明らかなです。安部市長は本市の畜産に対しどのような思いを持ち、本市畜産の振興に対してどう考えているのかお答えください。

3、米沢食肉公社の現状と将来ビジョンは。

米沢牛ブランドの総本山とも言える食肉公社は、本市のみならず置賜の畜産全般を担う拠点施設として重要な役割を果たしています。地域の畜産を振興するために米沢食肉公社は欠かすことのできないものであり、公社の安定経営と成長していくための戦略は地域の畜産の将来に直結します。

そこでお伺いします。米沢食肉公社の現状と将来ビジョンについて本市はどのように捉えているのかお答えください。

4、T P Pにより予想される影響と対策は。

農業のみならず、食の安全や医療を初めとする国民生活全般にさまざまな影響が懸念されているT P P。当市議会においてもT P P反対の立場からさまざまな請願を採択し、国に対して意見書も提出してきたという経緯があります。

県内ではT P P断固反対を掲げ選挙を戦った政党が政権の座についたのですが、十分な説明のないまま交渉参加を表明するなど、県内では関係機関を中心に困惑と危機感が広がっているようです。

本市としては国による交渉の経緯を注視しながらも、T P Pのメリット、デメリットを市民生活の視点に立って詳しく分析し、多くの市民の方々に生活に悪い影響が出ないように事前に対策をとることが重要な役割となってきています。

中でも本市産業の重要な柱である農業はマイナスの影響が懸念される分野で、畜産にはさらに大きな影響が心配されています。本市畜産の現状から予想される影響とその対策についてお知らせください。

5、畜産振興による雇用創出の可能性は。

市民生活を守り、質の向上を図るためにも雇用の維持と創出は私たちの大切な務めです。ものづくりを中心とする企業誘致とともに、この地に根づき地域固有の自然環境の上に成り立つ農業は、地域特性を理解した基礎自治体にこそ実情に合致した戦略を練り出し、効果的な振興策をつくる立場にあります。

私はそのような考えに立ち今回の質問に立っています。冒頭に申し上げたように、本市畜産の産出品を代表する米沢牛は、国内消費者から高い評価を受けております。その評価は本市の畜産全般に享受できるものであるはずです。

米沢食肉公社が加工品に力を入れて成果を上げ

てきたように、生み出される付加価値の増加により雇用を創出していくことは十分可能と思われます。市としての考えをお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わりますが、不安や悩みを持ち、壁を前にした市民にとって、市長の言葉は進むべき道を照らすようなものであってほしいと私は思います。厳しい経営環境の中で努力されている生産者にとって示す道が光に満ちたものであることを祈り降壇いたします。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの相田克平議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、畜産振興に関する考えと本市の畜産の現状と課題についてお答えをいたします。

本市の農業は稲作が基幹作目ではありますが、米の需要量の減少や米価の低迷などから、園芸作物や畜産との組み合わせによる複合経営を推進し、収益の高い多様な農業の振興を図っているところであります。

中でも畜産につきましては1年を通しての経営であり、積雪の多い本市においては周年農業の実現のために欠かすことのできない部門であり、本市産業の一翼を担っている大事な産業であると考えております。

畜産の現状と課題についてであります。本市の農業産出額については、これまで国の農林水産統計年報を用いて把握し公表してまいりましたが、平成19年度以降、国では市町村ごとの数値を公表しておりませんので、平成18年度の数値で申し上げます。

本市の農業産出額は全体で73億8,000万円であり、そのうち畜産は18億1,000万円と全体の24.5%を占め、産出額から見ても本市の農業にとって重要な作目となっております。産出額の内訳は、酪農が8億5,000万円と全体の11.5%、肉用牛が5億3,000万円と7.2%、養豚が4億3,000万円と5.8%であります。

畜産農家の状況について見ますと、平成18年度と平成23年度の5年間で推移では、酪農経営体、経営する農家であります。それは15から10に減少しましたが、1経営体当たりの飼育頭数は84頭から131頭に増加しております。

また、肉用牛の経営体は46から43に減少しましたが、1経営体当たりの平均飼育頭数は41頭から54頭に増加しております。

なお、養豚については経営体が3経営体未満となっているため、数値が公表されていない状況であります。全体として畜産農家は減少傾向にあるものの飼育頭数は維持されているものと考えております。

課題といたしましては、養豚におきまして悪臭の問題があり、これが市民全体の問題として広がっていることが大きいというふうに思っております。早急にその解決を図ることが課題だと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 多田産業部長。

〔多田美佐雄産業部長登壇〕

○多田美佐雄産業部長 おはようございます。

私からは、本市の畜産振興の課題と可能性についてのうち、（3）米沢食肉公社の現状と将来ビジョンについてと（4）T P Pにより予想される影響と対策について、及び（5）畜産振興による雇用創出の可能性についての御質問にお答えいたします。

初めに、株式会社米沢食肉公社の現状と将来ビジョンについてお答えしたいと思います。

平成24年度の経営状況であります。長期的な景気の低迷に加え、福島原発事故による放射性物質汚染問題、さらには風評被害による牛肉需要の低迷や置賜地域の養豚企業の廃業や減産、またデフレによる消費者の低価格志向などにより、非常に厳しい事業環境であったとお聞きしております。

豚枝肉の取り扱いについては、頭数で前年度を

4.3%下回り、取扱金額も4.7%下回りました。また、食肉加工品の製造販売についても、大手メーカーの低価格商品との競合や東日本大震災以来落ち込んでいる土産品販売の伸び悩みにより、取扱金額は前年度を6.7%下回りました。

そのような中であっても、米沢牛枝肉競り市場は上場頭数は前年度を67頭下回る2,180頭であったものの、取扱金額は前年を10%上回り、価格回復の兆しが見られました。その結果、全体としては112万9,000円の当期純利益の計上となったところであります。

次に、株式会社米沢食肉公社の将来ビジョンについてお答えします。

株式会社米沢食肉公社は、置賜地域で飼育された牛、豚の屠畜解体から食肉カット、食肉加工、販売までを一貫して行うことにより、置賜地域全体の肉用牛、養豚振興の拠点として地域の畜産振興に対する役割は非常に大きなものがあると考えております。

その役割を十分に担っていくために、関係する市町とも連携を強化し、可能な限り地域内で生産される品質の高い米沢牛及び置賜産豚の屠畜頭数の確保に努めなければならないと考えております。

その上で、株式会社米沢食肉公社には、米沢牛については屠畜解体処理技術の向上と食肉の衛生管理の徹底に努めていただくことにより、生産者の肥育技術の向上とあわせ、ブランド力の強化に寄与していただきたいと考えております。

また、置賜産豚については、銘柄豚と言われる品質の高い豚でありますので、消費者ニーズに沿った付加価値の高い新しい加工品の開発なども行うことでさらなるブランド力の強化と自社の加工部門の収益拡大を図っていただきたいと考えております。

そのような取り組みを通して今後検討を進めたいと考えております米沢牛を代表とする本市の統一した米沢ブランドの創出にも貢献していた

だき、会社の目標である置賜地区の食肉流通の拠点としての機能の発揮、そして、新鮮で安心・安全な食品の提供による食文化の発展に努めていただきたいと考えております。

次に、T P Pにより予想される影響と対策についてお答えします。

初めに、T P Pにより予想される本市畜産への影響であります。3月15日に安倍総理大臣によるT P P交渉への正式参加表明と同時に発表された政府統一試算においては、現在T P P交渉を行っている11カ国において関税を撤廃、関税撤廃の効果のみを対象、関税は全て即時撤廃、追加的なT P P対策は考慮しないという極端に厳しい条件の試算であります。本市主要畜産物に対する影響については、牛肉が4等、5等級は全量が残る価格が7%下落、3等級以下は1割が残る価格が14%下落するとの想定ですが、本市ではほとんどが4等級、5等級のため影響は最小限にとどまるものと思われま

す。また、豚肉は、銘柄豚では全量が残る、価格が28%下落、銘柄豚以外は全量が外国産に置きかわるため、大きな影響が懸念されます。

また、牛乳、乳製品はバターやチーズがほぼ全量が外国産に置きかわり、北海道の乳製品向け生乳のみが全国の飲料向けに供給される見込みであることから、北海道以外の酪農は影響を受けることになると予想されております。

これはあくまでも関税を即時撤廃した上、国が何も国内対策を講じないという過程での極端に厳しく見た場合の予想ですが、このような事態に陥らないよう国への対策を強く要望するとともに、銘柄牛や銘柄豚については他の産地に負けない品質を目指しながら生産費を圧縮することで下落額を吸収していくような対策をとる必要があると思われま

す。また、酪農については本市の畜産の中では最も産出額が多く重要な部門であることから、酪農のみならず農産物全体の地産地消の必要性をこ

れまで以上に消費者の皆さんに理解していただくための取り組みを強め、国内での生産を維持していくことが大切だと考えております。

次に、畜産振興による雇用創出の可能性についてお答えします。

畜産に関係する業界の裾野は広く、全国ブランドの米沢牛や銘柄豚は生産者、加工業者、精肉販売業者、飲食店、観光業、旅館業など、多くの関係に経済効果をもたらし、雇用の創出にもつながっているものと考えております。

例えば市内で米沢牛生産も手がける法人ではレストランや旅館も経営し米沢牛の魅力を最大限に活用した事業を展開されており、最近では東京駅構内の黒堀横丁内にも出店され、全国の消費者や海外から訪れる方々にも米沢牛を広くPRしていただけるものと今後の展開に期待をしているところでもあります。

このように、特に米沢牛には本市への誘客を促進し、贈答品としての需要を高めることで、今後さらに雇用を創出できる可能性は十分にあるものと考えております。

今後、市としては畜産振興を図るとともに、関係業界の皆様が付加価値を高める加工やサービス部門の拡充などで新たな雇用を創出していただくため、各種セミナー、研修会の開催、国、県、市の補助制度の活用などの支援を行っていきたいと考えております。

私からは以上であります。

○島軒純一議長 相田克平議員。

○2番（相田克平議員） 答弁ありがとうございます。幾つか確認させていただきますが、ちょっと私、聞いていなかったのかもしれませんが、畜産振興に対する市長の思いというか、考えはということでお聞きしたのですが、重要な産業とは考えているということはお答えいただいたと思います。

今後、やはり振興していかなければならないという思いがあるのかどうか、その点について端

的で結構ですのでお答えください。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 振興させていかななくてはならないというふうに思っております。

○島軒純一議長 相田克平議員。

○2番（相田克平議員） その上で、私もそこは本当に頑張って、実は今米沢市の農林行政としての力が試される時代なのかなというふうに私は捉えておりますのできょうこの質問をさせていただいているところです。

現状と課題について市長のほうからも、そして公社の状況、ビジョン等についても部長のほうからもただいま御答弁をいただきました。大きく言えば厳しいながらも頑張っている部門もあるということであったなというふうに思っています。

小さな課題をそれぞれ抱えながらも努力されていることによって品質が高い銘柄牛、銘柄豚については堅調であると。本市は酪農の割合が多いということのようでした。そして、全体的に生産者が減り頭数が増えているということで、現場は規模拡大傾向にあるというお話だったと思います。そういう流れから、悪臭などの周辺環境に及ぼす影響の問題も出てきているということでした。

T P Pにより予想されるものとして、米沢牛と銘柄豚については価格の下落は見られるものの全量残るのではないかなというようなお見立てのようでしたが、酪農について非常に壊滅的な打撃が予想されるというような答弁だったと思います。

地産地消の重要性などをお伝えしながら、いわゆる地元の牛乳を飲んでいただくようなことも、守っていくような意識を住民の皆さんに伝えていく努力をされていくというようなお話だったと思いますが、それ以外には現段階では対策というものはないのでしょうか。

やはり地産地消ということで地元産品を消費者



の皆さんに積極的に選んでいただく、これは当然やっていかなければならないことだと思うんですが、やはり経営形態の変化といいますか、体力強化のようなものが必要と思われませんが、現段階でそのような対策というものはお持ちですか。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 行政としての役割だろうと思いますが、米沢牛や銘柄豚のよさを宣伝していくことが重要であるのかなというふうに思っております。米沢牛がうまいのは脂のうまみとその切れが格別であると思っておりますが、風評被害の影響もあると思います。あくまで味にこだわるブランドイメージを高めていき、地域間競争に生き残れるように努力していかなくてはならないなというふうに考えております。

○島軒純一議長 相田克平議員。

○2番（相田克平議員） 米沢牛銘柄推進協議会というものがあります。市長がたしか会長だったと思います。私、今回の質問のためにさまざまなお話を聞いてくる中で、米沢牛の生産者の方から銘柄推進協議会の事務局を市にもう1回戻すべきではないかというふうな御意見をいただきました。

理由をさまざまお聞きすると、なるほどなと納得できるところがありました。中身についてはあえて触れませんが、1点だけ具体的に言えば米沢牛取り扱いの指定店制度というものがあるそうですが、その指定店制度を認める場合の条件づけを工夫することによって価格の低迷を下支えするような効果が期待できるのではというふうな御意見もあったんですが、その点について事務局を戻して市が銘柄推進協議会の事務局を担いながら銘柄の推進にさらなる努力をされていってほしいという声についてどのようにお考えですか。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 米沢牛銘柄推進協議会につ

いては、置賜地域の3市5町と6つの関係機関・団体により構成されております。行政が事務局を担当することになりますが、結果によっては関係機関・団体との調整協議も必要になってきますので、今後必要があれば本市に置いてもということで検討すべきことなのかなというふうに考えております。

○島軒純一議長 相田克平議員。

○2番（相田克平議員） ぜひ検討していただいたほうがいいのかと。どうするか結論は先としても、やはり私これチャンピオン牛を生産された経験のある方お二人にお話を聞いたらお二人とも同じことを言っておりましたので、やはり品質向上のためには必要なことなのかなというふうにも思った次第です。ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それと、先ほど数字をいろいろいただいたときに、国からの産出額が市町村ごとのものが18年度以降来ない状況にあるというふうなお話でした。米沢市独自としてそれをデータをとって数値化しないと市独自の振興策というのはなかなかできないのではないのかなと。数字がない目標立てというのは私はなかなか難しいのではないかなと思いますが、今後振興計画の策定なども予定されていると思いますが、米沢として独自にそれぞれの産出額や状況に関する数値などをとる考えはありませんか。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 先ほどの答弁の中で19年度以降国では数値を公表しておりませんが、私どもとしても山形県が把握しておるデータがございます。その際に米沢市からそのデータ等が行くと思いますが、その辺も含めて米沢市独自のデータ整理について研究していきたいというふうに思っております。

○島軒純一議長 相田克平議員。

○2番（相田克平議員） 私、農業の人間ではないので今回この質問をするに当たってさまざま調

べて、県の方もお話伺ってきたんですけれども、今回の新農林水産業元気再生戦略、本当に見るようになるほどなということがたくさん書かれているんですけれども、県としても和牛や鳥、酪農についての戦略は持っているんですが、実は豚については持っていないんです。米沢市として、先ほどの公社の経営状況などを考えると豚も必要で、そしてT P Pが仮にこのままの状態、先ほど前提を幾つかお話ししておりましたが、あの前提で市場開放となった場合、銘柄豚しか残らないというようなお話だったと思いますが、現在の公社の銘柄豚の割合というのは豚全体の5割ほどになってしまったと。以前は7割ほどあったそうですが、5割ほどになってしまったという状況です。

私は、市として豚に関する戦略というものを明確に持っていく必要があると思いますが、その点についてはいかがですか。

○島軒純一議長 亶田産業部長。

○亶田美佐雄産業部長 養豚振興についてだろうと思いますが、養豚振興につきましては大事なことなのかなというふうに認識しておりますが、あくまでも事業主体が健全で、やはり環境面もクリアしながらの養豚経営が前提になることなのかなというふうに思っておりますので、市として何ができるのか、その時点で考えていきたいなというふうに思います。

○島軒純一議長 相田克平議員。

○2番（相田克平議員） 想定範囲内の答弁でしたので、環境問題ということが出ましたが、ただ、先ほど市の状況をお伝えいただきましたが、生産者は減っているけれども頭数はふえているという状況で、牛を育てている方も酪農をされている方も豚を育てている方も、やはり多頭化してきて規模拡大を図ってきているわけです。

それで、県の担当者の方に聞いても、やはり規模拡大は避けられず、県としても規模拡大のための支援をしていくと、さまざまな政策面、補

助金などで支援をしていくということは言っています。

ただ一方で、周辺環境に与える影響はやはり規模が大きくなればますます大きくなることが予想されるわけです。私は行政として周辺への影響が少ないような地理的要件を満たすようなところに、例えば畜産特区のようなエリア、畜産を伸び伸びとできる地域の設定などをするなどの振興策も必要になってくるのではないのかなというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○島軒純一議長 亶田産業部長。

○亶田美佐雄産業部長 議員仰せのことは、大規模畜産経営の形態なのかなというふうに思っております。これについてはやはり周辺の住民や自然環境への影響が少なく、悪臭の問題が発生しない場所でなければいけないものというふうに思っておりますので、特に現時点では畜産特区を設ける考えはないところであります。

○島軒純一議長 相田克平議員。

○2番（相田克平議員） ちょっと畜産から頭を離してください。おもしろいデータをお示します。

1998年、国内で発売開始されたスプレー消臭剤、これ具体的にはファブリーズという商品ですが、当初は50億から60億円の市場規模と見られていました。でも、現実的には10年後には160億円を超えているんです。それだけ市場が拡大していたとか、潜在的にあったのかもしれませんが、しかも年々その売り上げは伸びて市場規模というのは2桁の割合で伸びてきています。

現代の日本人にとって嫌なにおいをできるだけ遠ざけて好きなにおいに囲まれて生きたいという人々はふえている。このデータからもわかると思うんです。そういうライフスタイルを追求していく社会が今後どんどん広がっていくわけです。

その中で畜産を振興したいという、米沢市に限

らずです。畜産を振興したいと思っている自治体というのは住民生活とその畜産が共存できるモデルというものをきちっと確立していかなければいけないんだと思いますが、そうでなければ畜産振興とは口では言っても現実現場で無理な話になってしまうと思うんですが、そこで、やはり私はそのそれぞれの地域住民、市民、県民、国民の方々にそれぞれの立場で畜産に対する理解を広げるような施策も必要なのではないかというふうに考えているんですが、その点について本市としてはどのようにお考えでしょうか。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 議員仰せのとおり、住民の生活様式や価値観は以前と大きく変わっております。以前と同じような理解を求めることは非常に難しいのかなというふうに思いますが、より安全・安心な食の提供や地域産業の振興という観点で、臭気対策等とともに畜産への理解を高める取り組みをしていかなければならないというふうに考えております。

○島軒純一議長 相田克平議員。

○2番（相田克平議員） 米沢市議会では悪臭問題特別委員会というものがあるが、やはり2つの事業所から発生する悪臭に対して苦しんでいらっしゃる地域住民の課題を解決するためにこれまで取り組んできました。そこで、視察なんかも行ってきた最先端の豚舎なんかも見させていただいてまいりました。でも、やはり現場にはおはいはするんです。

やはり、問題が少ないところというのは、地理的要件が整っているところでした。風の向き、周りの木の高さとか、そういうものがありました。我々としては本市に目下の課題があるということで、どういう状況でやっしまえば周りに影響が出るかということとはきちっとわかっていると思うんです。それを裏返せば、やはり今後のために一定のモデルというものをつくれ

るような気がしているところです。ぜひ考えていただきたい。

例えば中山間地域にある、言葉は余りよくないですが、限界集落と呼ばれているような地域で、その周辺の農地を生かして雇用の創出にもつながるという、そういうさまざまなメリットを創出しながら、養豚を受け入れたい、和牛の生産者を受け入れたい、養鶏を受け入れたいというような地域があれば、やはりメリットを創出していった後押しするというのも行政の役割になるのではないのかなというふうに私は思っています。

時間も迫ってまいりましたので、ここで1つのお話をちょっと皆さんに聞いていただきたいんですが、夫婦共稼ぎで年間収入400万円の家庭があったとします。月10万円ずつ、毎年120万円のローン返済をすることで手に入れた一戸建ての家に住んでいたとします。住宅ローン分の返済を除けば可処分所得は年間280万円ほどですから、生活していくには困らない状況でした。

しかし、ある日突然奥さんが病に倒れてしまいました。病気を治そうと旦那さんは仕事と看病に必死ですが、保険には入っていなかったので一家の収入は旦那さんの給料だけになってしまいました。旦那さんは看病に励みながら、どうやったら家計が維持できるのかと計算してみました。

計算の結果、一家の年間収入は45%減の220万となったことがわかりました。このまま年間120万の住宅ローンを返済し続けると生活に使えるお金は100万円となり、これでは生活できないと困り果てた旦那さんは銀行に相談し2年間返済を待ってもらうことができました。ひとまず奥さんの闘病を支える緊急対策が整いました。

それでも1年間で生活に回せるお金は以前と比較しても60万円ほど少ない220万円です。しかも、新たに奥さんの治療費も必要になったので、一家の生活はとても厳しくなりました。

住宅ローンの返済を待ってもらっている家そのものも維持修繕の費用や固定資産税はかかります。しかも闘病生活から1年以上がたった今も奥さんの回復のめどは立たずにいます。おまけに日一日と住宅ローン返済の再開期日は迫ってきている状況。できるだけ早く何らかの手を打たなければなりません。仮に自宅を売却して家賃5万円の小さなアパートに移り住んだとしても、実質債務超過状態にあるため多額の借金が残る上、年間の生活費は新たに発生する家賃60万円を差し引いた160万円になってしまい、これでは意味がありません。

皆さんならどうしますか。

急に变なことを話し始めたなと思っている方もいるかもしれませんが、実は国際的にも評価の高い銘柄豚を産出し、本市畜産の足元をこれまでも支えてきた生産者が、実は今まさにこういう状況になっているのではないのでしょうか。

時間が刻々と迫る中で、市は何もしないでこのまま待っているんですか。厳しい状況になることを覚悟で生産者が減産に踏み切ったのは、それ以外に経営をつなぐ方法がないところまで環境問題への対策が必要になったからではないでしょうか。

米沢市がこれまで環境対策ということでとってきた対応は、既に全国で広く畜産にかかわる人々に注目されています。もはや米沢市だけの問題ではないのです。この問題が解決されるかどうか生産者に任せてしまっているのでしょうか。ここは米沢牛の里米沢市です。このまま放置するようなことがあってはならないはずです。早急に新たな経営目標を立てられるように、生産者と一丸となって一刻も早く道を協議し始めなければならないと私は思っています。もちろん市長の政治的判断が必要な局面だと思います。

毎日の生活環境へ長く影響を及ぼされ苦しんできた地元地域の周辺住民の皆さんも、問題の根本解決のために市による積極的な支援が必要だ

として要望書まで提出しています。市の開発行為によって現在地での操業を始めた経緯を考えれば、私も道義的責任は十分にあると思います。問題解決を目指してきた議会も一歩踏み込んだ政治的判断が必要な局面であるという認識を日々強めています。時間はありません。

私は、きょうこの質問のために県内の生産者の方々16名の方とお会いしてきました。遠くは尾花沢、近くは飯豊、白鷹、南陽など、さまざまな方とお話をしてきましたが、皆さん規模の差はあるんですが、やはり品質向上とか生産拡大ということを期待されているながらも、やはり足元でみんな同じ問題を抱えているんです。環境問題というのは生産者それぞれの問題と言ってももう片づけられないような状況があります。

米沢市が畜産に対して雪国の周年農業実現のために必要、頭数確保に努めなければならない公社の事情、そして雇用創出の面でも関連業界の裾野が広いということで十分期待できるというふうに認めて、市長も畜産振興をしていきたいというふうに考えているのであれば、しかも、確かに側面で環境問題の課題に対して取り組んでいるんです。

であるならば、やはり畜産振興の面からはこの問題に正面から向き合う覚悟が必要なのではないのでしょうか。市も県も実はとても肝心の視点が抜けていると私は思います。住民理解を育てていくことが必要、環境影響の少ない地理的要件や施設のあり方を研究して政策誘導していくべき、私はそう思います。

現在、米沢市だけでなく、県内はもちろん全国各地で発生している畜産による環境問題というのは、一面的な捉え方をしてきた政策的失敗とも言えるのではないかと私は思っています。重ねて言いますが、ここは米沢牛の里です。畜産の持続的発展のためにも足元の生産者が抱える目下の課題に対して市が果敢に挑戦し、生産者の方々に進むべき道を照らすときではないんで

しょうか。

先ほど申し上げましたとおりライフスタイルが変わってきました。そういう中で環境への配慮がより必要となるであろう新たな時代に生き残れる米沢の畜産を築かなければいけないんじゃないですか。私はそのために本市が勇気を持って米沢から新たな畜産振興モデルを確立し、全国に発信していくことを強く求めたいと思っています。

もし前向きな答弁がいただけるのであれば、それに対する思いをお聞かせいただきたいと思いますのですが、難しい問題でもありますのでできないようであれば結構です。

でも、足元の生産者がそういうふうにしんどい。確かに課題はある。だけれども、そこを助けて、そして成長させられるのは誰なのか、そこをきちっと考えていただきたいということを申し上げて私の質問を終わります。

○島軒純一議長 答弁ありますか。安部市長。

○安部三十郎市長 今御質問の中にありましたように、御指摘があったように一面的な政策というものをもたらすさまざまな問題ということの一つの典型的な例が、この米沢だけでない全国的な悪臭問題ではないかというふうに思っています。

一方で畜産振興というものがあって、もう一方で住民全体にかかわる環境問題というものがありますので、この両方がきちんと成り立っていく、両方がきちんと解決される、前進する、そういう一面的でない総合的な多面的な、そういう政策をやっていくことが行政にとっては肝要だというふうに思っております。

○島軒純一議長 相田克平議員。

○2番(相田克平議員) 御答弁をいただきましたので、あえてもう一度言わせていただきますと、要は米沢市は米沢市として一枚岩なわけです。でも、中に環境に対する部署と農林に関する部署があります。私はそれぞれの立場できちっと

考えていくべきだというふうに思っています。その中で、今市長が述べたように周辺住民と共存できる畜産モデルをつくる。産業部の仕事です。そう申し上げて質問を終わります。

○島軒純一議長 以上で2番相田克平議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前 9時59分 休 憩

午前10時09分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、公共工事の入札について外1点、16番海老名悟議員。

〔16番海老名 悟議員登壇〕(拍手)

○16番(海老名 悟議員) 私、一新会の海老名悟です。平成25年度初の定例会一般質問をさせていただきます。

議員になってからはや7年目、今回で22回目の質問となりますが、この本会議場の壇上に立つ緊張感は1回目のときと変わるものではありません。緊張感という点では、5月臨時会において第64代議長に就任されました島軒議員におかれましてはいかばかりかとお察し申し上げます。頑張ってください。

さて、本年度の4月1日には米沢市議会基本条例が施行されました。これからはこの基本条例に基づいてさらなる議会改革に努め、より市民に開かれた議会、可視化された議会を目指していくことから、緊張感を持って議会に臨みたいと思います。

市当局におかれましても今議会がデビュー戦となる部長さんがおられますが、この緊張感を忘れることなく職務に専心していただければと願うものであります。また、今議会からは米沢市

議会基本条例に定められた反問権も使えますので、遠慮なく権利を行使していただきたいものであります。

それでは、質問に入ります。私の今回の質問は、公共工事の入札についてと地下水利用と地盤沈下についての2問であります。

公共工事については私自身過去にも何度か質問してきました。特に工事発注時期の平準化についてはしつこいくらいに聞いてきましたが、今年度の第1・四半期における発注件数は前年対比で11件増加しており、この点では当局としても対応されてきたものと評価しております。

では、なぜ三たび公共工事の入札について質問するのかといえば、先月、5月に行われました米沢市立第四中学校の屋内運動場建設工事入札が不調に終わったことがきっかけでした。それも予定価格と入札価格の間に1億円もの差が生じてしまった上での不調だったという事実は、報道当初において衝撃的なものでありました。

私は、昨年12月定例会の一般質問で、平成24年9月以降に多発した入札不調に関しまして、その原因と対応についてたまたました際に、市当局は東日本大震災の復興工事の影響で資材が入りにくくなっていることと、大工、型枠工、鉄筋工などの専門職種が不足していることを要因の一つに挙げていましたが、今回の入札不調の原因についてもとりたてて変わらない捉え方をしているのでしょうか。

だとすれば、ここにはゆゆしい問題があると言わざるを得ません。なぜなら半年以上も前に捉えていた原因と同じような理由で同じ轍を踏んだことになるからであります。そんなことはないものと信じてあえてお聞きします。

まず、米沢市立第四中学校の屋内運動場の建設予定価格をつくる際に利用されております積算基準についてお尋ねします。公共工事の予定価格を積算するために用いられるのがこの積算基準ですが、そもそもこの基準とはどんなものな

のか、わかりやすくお答えください。

次に、入札不調の発生原因についてお尋ねします。先ほども触れましたが、東日本大震災による被災地の復興工事の影響があるのは当然のことながら承知しています。けさの山形新聞の記事にも一部関連するものが載っておりました。

しかし、今回のように億単位のずれが生じるにはさらに何らかの要因があるはずで、それらの原因を究明して今後に生かすことが大事なのではないのでしょうか。そのためにも現在把握している原因についてお答えください。

また、入札不調の発生による今後の影響について、当局はどのように捉えているのでしょうか。今回の不調は屋内運動場に対するものでしたが、この後には校舎本体の工事や新文化複合施設の工事も控えています。これらは屋内運動場に比べても巨額な予算を計上している工事であることから、さらに大きなずれが生じるおそれはないのでしょうか。

そして、何よりも第四中学校の完成自体がおくれてしまうことが最も危惧されるところであります。現在四中に通っている生徒とその保護者の皆さんを初め、これから四中に入学する予定の関係者にとっても、屋内運動場はもとより校舎の一刻も早い完成を願っているのは周知のこととあります。

多くの市民が高い関心を寄せている施設工事のスケジュールや工事予定価格に対してどのような影響があると考えているのかお答えください。

最後に、今後の対応・対策についてお尋ねします。昨年多発した入札不調に対しては、工期設定に余裕を持たせるなど柔軟な対応を考え、専門業種の技術者育成を見守っていくというような対応を考えているとのことでしたが、今回のような入札不調に対してどのように対応し、今後どのような対策を講じていくのか、これからの公共工事を実施していく上で非常に重要なことだと思われます。

これらの点を踏まえて、不調となった屋内運動場工事への対応はもちろんのこと、これから入札される大型工事に対して市当局はどのような対策を考えているのかお答えください。

続きまして、地下水利用と地盤沈下についてお尋ねします。

まず、道路消雪による地下水利用量についてです。本市は言わずと知れた豪雪地帯にあり、冬期間の消融雪用として利用される地下水は膨大な量になるものと思われます。

山形県が管理している散水式消雪道路は県内で約91キロの整備延長となっており、そのうち米沢市内で管理されているのが10.8キロあるそうです。この消雪道路で一冬にどれくらいの地下水が利用されているのかお答えください。

次に、地下水利用と地盤沈下の因果関係についてお尋ねします。

毎年環境省がまとめている全国の地盤沈下地域の概況によれば、本市は地盤沈下をしている全国主要64地域の一つになっており、平成18年度と19年度には年間2センチ以上沈下した地域のうち全国第2位の数値を連続して記録しておりました。

また、地盤沈下の生じている地域における主な地下水利用状況は、1つ、水溶性天然ガス溶存地下水の利用、非常に難しい言い方ですが、これは新潟県の新潟平野で特に目立っているものなんですけれども、天然ガスが地下水に溶け込んでいるという状況のもので、この天然ガスを吸い上げるために同様に地下水も吸い上げてしまうということだそうです。2つ目、冬期の消融雪用用水、3つ目、都市用水、4つ目、農業用水、この4つが挙げられており、本市もここ数年毎年のように大雪が続き、道路消雪のみならず民間の消融雪による地下水利用もかなりあることから、2つ目の消融雪用水利用地域に該当するものと思われますが、このような地下水くみ上げが地盤沈下の原因と捉えているの

か、はたまた別の要因も考えられるのかお答えください。

最後に、今後の見通しと対策についてお尋ねします。

米沢の雪を考えれば、現状では地下水を利用した消融雪に頼らざるを得ない部分があるのも事実です。しかし、このまま使い続けることによって地盤への影響はないのか、地盤沈下が進むことによって市民生活への影響は出てこないのかなど、今後どのようなことが懸念されるのか、当局の見解をお答えください。

また、現実には地盤沈下が記録されている以上、その対策も考えなければなりません。地盤沈下防止のためには地下水採取規制措置を講ずる必要があるということが認識されていますが、本市でも条例を定めています。これからも地下水を利用していく上で何らかの対策を講じる必要があると思いますが、当局はどのように考えておられるのかお答えください。

6月定例会の一般質問もまだ始まったばかりですが、このやりとりが市勢発展につながることを期待して壇上からの質問を終わります。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの海老名悟議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、地下水利用と地盤沈下の因果関係について、そして、今後の見通しと対策についてお答えをいたします。その他につきましては部長よりお答えします。

地盤沈下が発生する主な原因といたしましては、工業用水、農業用水、消雪水として地下からの過剰揚水を行うことや都市化に伴う自然涵養面積の減少、山林における保水力の低下、そして、もともと水田だった地域に建築物が構築されるなど、さまざまな要因が考えられています。

本市では昭和49年度から地盤沈下調査水準測量を毎年行っていますが、昨年度の測量結果を見

ますと累積沈下量が最も大きかったのは門東町一丁目1番で358ミリ、次に大きかったのは門東町一丁目5番の341ミリ、3番目としては門東町一丁目2番の327ミリという結果でありました。

この3地点の地盤沈下の推移を見ますと、平成12年から13年にかけて16ミリから20ミリ、平成17年から18年にかけては18ミリから29ミリの範囲で沈下しております。いずれも積雪の多い年だったことから、消雪のために地下水を過剰揚水したことが地盤沈下の要因になっていると推察されますが、3地点とも旧米沢城のお堀の跡ですので、先ほどの水田と同じようにそもそも地盤がやわらかいことも原因であると考えられます。

平成19年度には山形大学工学部に地盤沈下と地下水について調査委託をしましたが、冬期間の消雪用の揚水量増加に伴う地下水の低下が米沢市街地における地盤沈下の要因であり、地盤沈下と揚水量の間には明らかな相関関係があるという報告を受けております。

このため、本市といたしましては地下水の過剰揚水の抑制を図ることが最も効果的な地盤沈下対策と捉え、地盤沈下対策の主体である山形県、そして地下水利用の適正化を図る趣旨で設立されました米沢地区地下水利用対策協議会とそれぞれ連携しながら、その対策に努めております。

具体的には井戸の口径規制や地下水採取量の把握、広報、ホームページやケーブルテレビを利用した啓発を初め、量水器、降雪センサーなどの設置や地下水の涵養を目的とした雨水涵養施設設置に対する補助金交付事業等を実施しているところであります。

今後も山形県や米沢地区地下水利用対策協議会を初めとする関係機関と連携しながら、地下水利用の適正化に係る啓発を積極的に推進していきたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは、公共工事の入札についてお答えいたします。

初めに、積算基準についてであります。積算基準は主として公共工事を発注する上で必要な工事設計額を決めるための資料となるものでございます。

具体的には各費目の費用を算出するための考え方、それから施工単価を算出するための根拠となる人工数、これ特別用語でございますが、単位作業における必要な労働者数を示す数値と言われております。この人工数。それから、歩掛かり、これも専門用語でございます。単位工事当たりの材料の数量、建設機械の種類や使用時間、それから人工数の数量となっております。こういったものが積算基準に示されているものでございます。

この積算基準は、国などで作成されたものを地方自治体が活用しているもので、公共工事設計労務単価や土木工事関係は毎年、それから、建築工事関係につきましては2年に1回見直しが行われているものでございます。

かつては自治体などが使用する積算基準は非公開資料でありましたが、昨今の積算内容の明確化、それから情報公開の観点などから、現在は一般的に標準積算基準書として販売されているところでございます。

本市において工事を発注する際の予定価格の基準になる設計書の作成につきましては、国及び県から提供される標準積算基準書に基づきまして積算しているところでありますが、施工費目によっては積算基準にないものがあります。その場合には建設物価調査会などで毎月発行している建設資材の価格、それから市場における施工価格または専門業者からの見積書を徴取し、その時点での実勢価格を参考にしながら積算を行っているところでございます。

次に、予定価格であります。工事等の契約を



締結するときに契約金額を決定する基準としてあらかじめ作成している価格を予定価格と呼んでおります。

予定価格は積算金額に基づき設定されており、入札の際にはこの金額を最高として、原則として最低の入札者を落札者としているところでございます。

次に、入札不調の発生原因についてであります。米沢市立第四中学校屋内運動場増改築建築工事につきまして、前段に申しあげました積算基準書などに基づいて予定価格を算出し、入札を執行したところでありましたが、御指摘のとおり残念ながら入札会におきまして一番安い入札価格をもっても予定価格に達しなかったということから不調としたものでございます。

そこで、直ちに入札不調の原因が何であったかを把握するため、入札の際に参加した企業から提出いただいた工事内訳書、それから発注設計書を突き合わせまして工事価格との差額につきまして調査をしたところであります。

原因は、積算内訳書の中でも鉄筋組立工、それから型枠工などの一部施工価格に大きな乖離があったことが判明しております。このため、詳細を把握するため入札参加企業体から見積もりした際の状況について聞き取りをしましたところ、まず鉄筋組立工、型枠工などについて実勢価格が上昇傾向にあり、月ごとに変化している状況もあって見積金額も高くなり、予定価格以下での入札が厳しいものとなったとのことであります。

これは東日本大震災後の復興事業が本格化してきた影響から、建設資材の高騰や人手不足に伴う専門業種の人件費上昇が発生しており、市場での実勢価格が積算価格を大きく上回っている実情が入札不調の原因と考えているところでございます。

それから、第四中学校屋内運動場増改築建築工事の発注が平成24年度事業へ前倒しとなったこ

とから、本市の積算基準は労務単価を含めまして平成24年度の数値となっております。一方で、入札参加者の見積金額は公募した日の関係から平成25年度の新年度基準による積算となっております。こうしたことから予定価格と入札価格にさらに乖離が生じたと捉えているところでございます。

次に、入札不調による今後の影響についてありますが、今回の第四中学校の建築工事の入札不調の原因となった市場における実勢価格の上昇につきましては、今後発注予定の校舎本体、それから新文化複合施設の建築工事にも影響してくるものと捉えております。

第四中学校の屋内運動場につきましては、当初完成予定を平成26年8月末としておりましたが、入札不調でおくれが生じたことから、スケジュール的には平成26年度の2学期中には完成させたいと現時点では考えているところであります。

なお、現在、市場における実勢価格と比較検討しながら、屋内運動場と校舎本体工事の発注準備を進めているところでございます。

また、米沢市新文化複合施設につきましても、今回の入札不調の原因を鑑み、第四中学校と共通する施工費目などにつきましては、積算内容を十分に精査しながら発注に向けて準備を進めているところでございます。

いずれにしても実勢価格を参考にした場合、それぞれの工事の予定価格が上がることになることから、予定価格に見合う予算措置を行うことが必要となってまいります。このための補正予算につきましては、この6月定例会に追加議案として提案させていただく予定でありますので、御理解いただきたく思います。

なお、今後ともスケジュールに支障がないよう努めていきたいと考えているところでございます。

次に、今後の対応・対策についてありますが、近々に対応が必要となっております第四中学校、

それから新文化複合施設につきましては、入札不調を踏まえ内部検討会を開催し、入札方法など種々検討してまいりました。詳細につきましては、こちら追加議案として提案、説明させていただく予定でございます。どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

このたびの入札不調は、昨年発生した入札不調とは規模、事情が異なるものと考えております。昨年発生した入札不調は主に土木工事に発生したものでありまして、その要因はアスファルト合材などの建設資材の出荷調整、それからダンプトラックの確保ができない、それから建設業界においては人員整理統合が進められている中で工事発注が集中したことにより受注対応ができないなどの理由から入札辞退が多数となり、結果入札中止となったものでございます。小規模な工事における不調が多く発生したという特徴がございました。

昨年の12月定例会の折に工事発注の平準化について御質問いただいたところでありますが、市としても公共事業の前倒し発注工事を増加させ平準化に取り組んでいるところであります。昨年の入札不調問題に対し一定の効果が上がってきているというふうに思っているところでございます。

ところが、今回の入札不調につきましては、格段に規模も大きいものでありますが、その要因は専門業種における実勢価格が上昇し、積算基準を上回っていることにあります。今後の対応として同様な建築工事の積算を行う場合においては、標準積算基準のほか実勢価格の動向も調査しながら適正な予定価格の算出に努めていく必要があると考えております。

なお、昨年と共通する問題として、御指摘のとおり全般的に技能労働者が減少していることがあります。さらに、今後資材不足や建設機械の調達困難も懸念されるところでございます。こうしたことから、他都市の入札状況等も注視し

ながら入札不調に対し万全の対応をとっていきたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

〔加藤吉宏建設部長登壇〕

○加藤吉宏建設部長 私からは、2番目の（1）道路消雪による地下水利用量について、及び（3）の道路消雪の今後の見通しと対策についてお答えいたします。

初めに、道路消雪による地下水利用量についてであります。本市における地下水を利用した消雪道路は市道が716メートル、県管理の国県道が先ほど議員述べられました1万749メートル、約10.8キロメートルでございますが、延べ約11キロメートルとなっております。

また、くみ上げ水量につきましては設備に流量計等の計測装置が設置されておりませんので、電気の使用量やポンプのくみ上げ能力などから計算した推定量ではございますが、平成21年度から23年度までの過去3年間の部分を報告させていただきますと、平成21年度は市道分が2万580立方メートル、県管理分は19万3,748立方メートルで、合計21万4,328立方メートルとなります。平成22年度は市道分が2万5,880立方メートル、県管理分は21万4,637立方メートル、合計23万9,717立方メートルとなります。平成23年度は市道分が3万1,320立方メートル、県管理分は41万4,991立方メートル、合計44万6,311立方メートルとなっており、この量をわかりやすく表現させていただきますと、米沢総合公園にあります50メートルのプールを1つの升として換算した場合に、平成21年度が約130杯分、平成22年度が146杯分、平成23年度、雪が多かったことありますが271杯分のくみ上げ水量というふうになっております。

次に、道路消雪の今後の見通しと対策についてであります。最近の新設道路におきましては市街地での地盤沈下の影響を考慮しまして、基

本的に機械除雪で対応するというので、これ以上の散水道路の拡大は極力行わない方針となつてございます。

また、既存の散水による道路消雪につきまして、降雪状況や外気温によってくみ上げ水量は大きく変化を受けるところでございますけれども、必要な水量以上にくみ上げをしないようにどの道路管理者も自動センサーの活用や道路パトロールによる巡視によりましてきめ細かなポンプの稼働を行うなど、節減に努めているところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 答弁ありがとうございました。

では、順番に従ってお伺いさせていただきます。

まず、公共工事のこちらの入札について再度伺わせていただきますけれども、積算基準、これ土木のほうは毎年切りかえて新しいものをつくって基準をつくっている。これに対して建築のほうも2年ごとに基準を見直しているというところ、これは市の問題ではなくて国がやっていることですので、国のほうとしてそういう基準でやっているんだということでもう何もいたし方ない部分はあるのかもしれないんですけれども、先ほど来実勢価格が急上昇しているというお話、答弁の中にもあったと思います。

私も今回の入札不調になってしまった、これには3JVの建設会社が入っておられたわけなんですけれども、それぞれにお話を伺ってきました。やはり、この実勢価格の上昇というのは従来とは比較にならないような速さで上がっていると。やはり、一番大きな原因としては震災復興需要が物すごい。今までのようないわゆる単純な瓦れき処理ではなくなっている。きちんとした上物をつくる、もしくは道路をつくる、そういったほうにかなり力が入ってきてい

るというふうなところから、さまざまな部分でこの影響が及んでいるんだというふうなことをお話しされていました。

そういう点からいって、もうそもそものこの基準のあり方自体がおかしいと言わざるを得ないんですが、ただ残念ながら国がやっていることで、先ほど来、国、県の標準積算基準に実勢価格を加味して米沢市としては予定価格をつくっているということだったんですけれども、私、だとすれば、この実勢価格の言ってみれば調査です。これについては対策のところでも今後その実勢価格の調査を強化していくというお話ありましたけれども、まさにここに行き着く話ではないのかなというふうに思いますけれども、従来はこの実勢価格の調査というのはどういうふうにして行われていたものなんでしょうか。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

○加藤吉宏建設部長 現在もそうなんです、特にこの建築工事につきましては、先ほど議員お述べの積算基準のほかに、市場に出回っております積算の資料、詳しくは月刊誌の建設物価あるいは積算資料、それから建築コスト情報等々の月刊情報誌がございます。この資料をもとにして最新の単価を求めているという状況でございます。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 全国で、言ってみれば単価を集めて、それをデータ化してつくっているということは私も存じています。

ですけれども、今回のこの実勢価格との差が出てしまっているという部分について言えば、国土交通省のほうでも平成25年度の公共工事の設計労務単価についてということで資料を出しておられます。

その中で拝見させていただくと、やはり特筆すべきは被災3県、岩手、宮城、福島、こちらの労務単価が全国平均に比べてはるかに高くなっているということです。全国平均でいきますと

単純平均で1万5,175円という労務単価が出ているわけなんですけれども、被災3県に限っていえばこれが1万6,503円。単純に見て1,500円くらい高いと。

これは全国平均と比べてそうなんですけれども、本県とか、あとは被災したところとは全く関係のない都道府県と比べると職種によってはその開きがもっと大きくなるということなんです。

先ほどもお話ありました。いわゆる鉄筋工の方々です。鉄筋工、あとそれから型枠工、あと大工さん。この辺の労務単価についていえば、宮城県は東京都を抜いて全国トップの金額になっていると。これが実はこの山形県の隣にあるということが実は一番大きな問題だと思うんです。

被災地である宮城、福島の前県である山形県。当初の直接被災された方々に対する援助であるとか協力であるとかというのは当然のごとくにやってこられたわけです。米沢市でも受け入れさまざまやってきました。しかし、今まさにその被災3県のほうで復興事業が本格化し始めているという中においては、その事業に携わる方々の労務単価がうなぎ登りに上がっている。

それがなぜ本県に影響を及ぼすのかといえば、特にこの米沢市で見ればどちらにも簡単に行けるということから、いわゆるひとり親方と言われる方々が言ってみればこぞってそちらに行って仕事をされる。ただでさえ土木関係、建築関係に従事する方々が減っている話、先ほどもありました。それに加えて、みずからの技術を持ってひとり立ちして歩いておられる方々がこぞってそちらのほうで仕事をされる。となれば、おのずとこちらからは技術者がいなくなってしまう。しかも、労務単価が物すごい開きがあるわけですね。当然その人にとっては稼ぎのいいほうに行くのが、これは当たり前のお話なんです。

となれば、その実勢価格の調査ということにつ

いては全国のデータベース化されたものをもとにやっても、今となつてはこの米沢市、山形県で積算しようと思っても、もともとのところと言ってみれば当てにならないという状況にあるんじゃないでしょうか。

となれば、この実勢価格の調査ということについていえば、ずばり現場で携わっている方々に直接聞いていくという点も当然これは必要になるんじゃないでしょうか。その点についてはいかがでしょうか。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

○加藤吉宏建設部長 議員仰せのとおりでございます。積算物価、いわゆる月刊誌等の情報、それによらないものも工種の中にございます。これにつきましてはいわゆる専門業種、専門企業からの直接的な見積もりをいただいて積算の資料として採用させていただいております。

○島軒純一議長 海老名名悟議員。

○16番(海老名 悟議員) 実態のところをいかにつかむかということが非常に重要になってくるということだと思います。その認識はおありだということですので、ぜひともこれからこの実勢単価を把握していくという部分においては米沢市内の建設業者の方々からの聞き取り、こういったものをもっと強化すべきだというふうに思うんです。

これについては今回の入札不調になった原因を調査する上においても、それぞれの参加された事業所さんからの聞き取りは行われているということも確認させていただきましたけれども、言ってみれば予定価格をつくる段階でも現状どうなっているのかということ把握するための一助として地元の建設業者なり土木業者なりからそういった数値についても把握していくということが必要だと思います。

この点についてまずその聞き取り、現場の事業者さん、米沢市内の事業者さん、そういったところから。終わった後で何で入札不調になって

しまったのかなということ調べる時に聞くのではなくて、入札をする前です。言ってみれば予定価格をつくる、その段階で今どうなっているんだ、現状どうなの、この資材ちゃんと入ってくるの、幾らになっているの、そういうものを確認すべきだと思うんですけども、その点についてはどうでしょうか。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

○加藤吉宏建設部長 仰せのとおり設計する段階の担当者の資料としましては、資材業者あるいは、業界というのはちょっとないと思いますが、資材、それから材料の部分の取扱店等々から既に情報を得ながら、その流通等を考慮して、さらに県のほうの単価、そういうふうなものに照らし合わせて設計していくというのが基本ということでこれからもやっていかなければいけないと思っています。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番(海老名 悟議員) ぜひともその点についてはやっていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど今回のこの入札不調によって今後の影響というものはどうなのかというお話を聞かせていただいたわけですが、スケジュールには支障のないように対応していきたいというお話でした。

しかし、既に決まったことですから何ともしようがないんですけども、体育館について言えば先ほどのお話のとおり来年の8月末には完成予定だったのが、2学期中ということですから実質12月までに何とか完成をさせたいということだと思うんですけども、これが肝心の本校舎、こちらのほうにどう影響を与えるのかというところが私は一番危惧し懸念しているところなんです。

本校舎といえば昨年度の3月議会でも予算の説明の中でありましたけれども、当初の金額としては約18億2,000万円ほどの予算組みをしてやっ

ていきたいんだというような話も出ておりました。

今回の不調に関して言えば、大ざっぱな言い方で済みませんけれども、約6億の予定価格に対して1億くらい応札価格にずれが生じていたと。6億に対して1億です。これ18億とかという金額になったときに単純な割合でそのずれを計算していくとえらいことになってしまうわけです。

この辺のところをきちんと手当てをしなければスケジュールに支障のないようにできるかどうかはわからないわけですね。言ってみれば先ほど来申し上げているその予定価格、この部分についてよほど突っ込んだ設計し直しをしなければまた入札不調ということにもなりかねないということだと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

○加藤吉宏建設部長 担当としましてもこれを繰り返すことのないように今十分に精査をしながら、聞き取りの内容を踏まえて関連する工種、業種、そういうふうなものに対して精査をしながら今準備をしているところでございます。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番(海老名 悟議員) 先ほども総務部長のほうからは精査を、調査するんだと。言ってみればその実勢価格ですね。これをきちんと精査した上で予定価格をつくって、それに応じて入札に臨むということだったわけですが、本当にこの部分についてはちょうどきょうの、先ほどもちょっと触れましたが、山形新聞のけさの朝刊に出ていました。こちらは酒田市です。酒田駅前の再開発事業と、あとそれから酒田市の新庁舎の工事入札が不調に終わった。再開発事業は、これは事業者がやっていますからちょっと別なんですけれども、酒田市の新庁舎の工事入札は不調に終わってしまったと。

やはり原因は同じですね。労務単価の高騰と地域内での技術者の不足、実勢価格との隔たり

が余りにも大きかったという点を指摘されていたようです。

もう既にこれらのことについてはある程度は予測できたのではないかというところを申し上げたいんです。昨年の12月議会の際に私のほうでも質問させていただいて、やはり東日本大震災の被災地の復興工事による影響が大きいということは当局でも把握されておったわけです。ここにきてその需要がますます高くなっているということは、ある日突然出てきた話ではないと思うんです。

これらについてはさまざまな資料も出ていますし、新聞紙上、テレビ等でも言われています。ましてや、それこそ市内の現場に携わる業者さん方はそれを肌で感じてやっぺいらっしゃるわけですね。

そういった点からいけば、今回の入札不調、それから今後の入札ということを考えたときには、今までの見方がまず甘かったのではないかという点をきちんとみずからにそれを自覚した上で、それじゃいかんのだと、何とかしなくてはならないという形で臨まないと。

こういう理由だから従来どおりにそれに沿って単価を見直して積み上げて出したので「はい、やってください」、それでぎりぎり通ればあとは企業努力でお願いしますと、工期にしても仕上がり価格にしてもあとは企業努力でよろしくお願いしますというような従来のやり方でやっていったんでは、私はこの公共工事によって地元の業者がじわじわと苦しめられると、そんなような構図になってはうまくないんじゃないですかということを申し上げたいんですけれども、この点についてはいかがですか。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

○加藤吉宏建設部長 最初の設計の段階での見積もりが甘かったのではないかというふうな御指摘もございました。当初の設計、積算の時点におきましていただいた業者からの見積もりにつき

ましても、当時の見積もりのいわゆる有効期限が3カ月あるいは6カ月というふうな条件がついてございました。

この不調になってからの聞き取りをした段階でのお話ですと、その資材の見積もりの有効期限が1カ月以内というような状況に変化しているということで、先ほども答弁いたしましたけれども、上昇率、物価の高騰率が当初設計している時点よりもはるかに加速度を増していたというふうな部分が今回大きな原因の一つになりました。

今回、見直しの段階でもそういうふうなものを十分に加味しながら今積算の見直しをしているところでございます。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） ぜひその実勢価格、現場でどういふようなことが起きているのかということを経ひ市当局においてもその把握に努めていただきたいということなんです。現場でやっぺいらっしゃる事業者の方々がどういふ状況でやっぺっているのか、そして、今回の実はこの入札に臨んでの各事業者さん、3JVのお話を私はそれぞれ伺わせていただきましたけれども、事学校に関することについていへば我々はできる限りのことをしたいんだと、単価をぎりぎりまで削ってでもやりたいと。そういう思いで皆さんやっぺられるそうです。そこで出してきた金額が、言ってみれば身を削るような状態を出してきた金額においても既にそれだけ違っていると。

先ほどの24年度の労務単価で積算をしている、24年度の予算を使わざるを得なかったのもうしたという部分も確かにあったのだとは思いますが、にしてもその実情をきちんと把握をしていればその対応もまた違っていたのではないかということなんです。

とにかく地元の事業者それぞれ一生懸命されています。先ほども申し上げましたけれども特に

この学校に関して言えば皆さん思いは同じなんです。自分も子供がいます。四中じゃないけれども別の学校に行っている。でも、その子の学校を新しくする、もしくは補強する、いずれにしても単価度外視でもきちんとした工事をしてやりたい。この思いはどこの会社も一緒でした。

そういった事業所を相手にこれからも米沢市としてはさまざまな公共工事を実施していくわけですので、その中においてその予定価格は全国でこうなっていますからこれでやってねというだけでは、そこの乖離を埋めなければ地元の企業をどんどん疲弊させることになってしまうということなんです。

私は今までもさまざまな観点からこの公共工事について申し上げてきましたけれども、行き着くところはそこです。地元の企業を苦しめて米沢市が成り立ってはいけないんです。行財政改革でコスト削減しました。予算を削りました。一律5%シーリングでやっつけました。こんなに減らしました。そのしわ寄せが市民に行っては元も子もないということなんです。そこをきちんと把握して今後の公共工事の入札なり予定価格の設定なり、それに臨んでいただきたいということを申し上げて、この部分については終わります。

続いて、地下水利用とその地盤沈下という部分についてなんですけれども、私も先ほど言った環境省で出している資料を見ておったんですけれども、米沢市単独のものは先ほど初めて教えていただきました。

21、22、23と3年間で地下水の利用量について。これもあくまでも推計だということなんですけれども、21年度が21万立方メートルですか。22年度が23万何がし。24万くらいですか。23年度が雪が多かったせいで44万立方メートルくらい使っているということで、単純に私は数字を言われてもわからないので、とにかく市民の方にわかりやすくお伝えくださいと言ったら、市営

プール何杯分と非常にこれわかりやすい御説明をいただきまして、大変助かりました。

あのプールがそれでも130杯だとか270杯と言われても、それが一体どのくらいの量なのかとちょっとぴんと来ないところではあるんですが、でも、身近なものでそのくらい言ってみればだあっと流してしまっているということを考えると、正直大丈夫なのと。その44万立方メートルの水が地面の下から上に上がってきて、それが流れてしまっているというところだと。

なおかつ、これはあくまでも道路消雪。市で管理しているものと県で管理しているもの、それぞれを足してそのくらいなんだというお話でしたけれども、当然このほかに、道路だけに雪が降るわけじゃないですから、民間の皆さんのお宅のところでも使っている量と合わせるとは思うんですけれども、実は私も使っているのも非常にじくじたる思いはあるんですけれども、やはり民間でも使っている量を合わせればこれ本当にどきっとするような数字になるんじゃないか。

これが多い年、少ない年はあるにせよ、大体21万前後、20万立方メートル前後はとにかく出している、民間でも出しているということになったときに、その相関関係についても県のほうでも地下水のくみ上げと地盤沈下は相関関係ありますよと認めていらっしゃるということでした。

米沢についていってもそこがやはり一番だろうというお話でしたけれども、これ今後、機械除雪にシフトして何とかやっていきたいんだということなんですけれども、ことしなんかかなり頑張っていたという印象があります。それでもなかなか大変な部分があるわけですよ。

やはり必要以上のくみ上げをしないということについては、道路に関してはセンサーでやっているということなんですけれども、なかなか民間のところまでは啓発活動くらいしかできないというのが実情だと思いますが、これ参考事例

なんですけれども、新潟県上越市では、あそこも地盤沈下が特に旧高田市の地区においては物すごいんです。それで、上越市としては特に雪の多いときには言ってみれば地下水利用の制限をする警報まで出しているということなんです。

まず注意報があって、やばいですよと、このままいってしまうと地下水がどんどん減って、なおかつ地盤沈下が始まりますので、もう注意してくださいと。それを越えた量にいってしまうと今度は警報に切りかえて、言ってみれば取水率を半分に減らしますという対策まで講じてやっているそうです。

こういったかなり踏み込んだ具体的な対策というものは私は必要になるんじゃないのかなと思っているんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○島軒純一議長 赤木市民環境部長。

○赤木義信市民環境部長 上越市は米沢市と姉妹都市ということにあるわけでございますけれども、ともに雪が多いということで本当に地盤沈下、お互いに問題になっているというふうに思います。

御質問いただきましたとおり、上越市では昭和60年から既に地盤沈下緊急時対策を実施しております、今議員がお話しされましたように地下水が大きく低下して地盤沈下が進行するおそれがあるときは注意報、警報を発令して節水の要請をしていくというもので、これは新潟県、県が定めた要綱に基づいて実施されております。

山形県におきましては同様の規定はありませんが、米沢市内の3カ所に地下水位観測井戸を設置しております。窪田小学校敷地内、それから南部小学校敷地内、それから南原小学校敷地内の3カ所に設置しております、常時監視しているところでございます。

本市としましてはそのデータを有効活用しまして、仮に異常が見受けられた場合には地下水揚水量の抑制をまずは呼びかけながら、地盤沈下

対策につなげていきたいというふうに考えております。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 地下水の利用を節制するというのはこれ当然なんですけれども、私は単にそれを言うただけでは実は市民の方はびんと来ないんです。何でびんと来るかといったら、お宅の家が建っているところがへこんでまいりますよということなんです。具体的にこうなったらやばいですよということを伝えないと、ただ単純にもったいないからとか地下水が減りますからとかと言っただけでは反応してくれないと思います。

地盤沈下がどのような影響を及ぼすのかということをきちんと明示すべきだと思いますので、その点を踏まえてやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○島軒純一議長 以上で16番海老名悟議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時09分 休 憩

~~~~~

午前11時20分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、西尾市との姉妹都市締結について外1点、20番小島卓二議員。

〔20番小島卓二議員登壇〕（拍手）

○20番（小島卓二議員） 2年ぶりの一般質問でございます。少し緊張しておりますけれども、二、三日前からドキドキはらはらの感じで生活しておりました。

きょう米織を着て登壇しております。米織は米沢の殖産振興、米沢織の着物ということで、今



後市民にもぜひ米沢織を着用していただきたい、そして米沢の活性化につなげていただきたいという思いで米織を着させていたでいております。

最近本当に雨が降りません。降らないよねというのが日常会話で畑を耕されている、そして今まさにいろいろな作物を植えようとしておられる方々、大変御苦労だと思います。早く雨が降ればいいなという思いも込めましてこの場に立たせていただいております。

議長が読み上げられました西尾市との姉妹都市締結についてであります、なぜ愛知県西尾市との姉妹都市締結をしようとするのか、することに若干触れさせていただきたいと思います。

それは、江戸時代、赤穂浪士の討ち入りがありました。それが江戸時代から現在まで長く忠臣蔵として語り続けられている物語でございます。そこに登場する吉良上野介義央公は、相手の浅野内匠頭に対していろいろな相談事について恐らくは今で言ういじめ、そういったものが発生して、そのことに耐え切れなくて浅野内匠頭は殿中松の廊下で吉良上野介義央公を刃物で切りつけたというふうな事件でありました。

その後、戯曲や語り、そういったもので忠臣蔵として悪者は吉良上野介義央、義と人情で殿様のかたきを討った赤穂浪士大石内蔵助以下47名の者がよい者というふうに善と悪に分かれた忠臣蔵でございます。

しかし、吉良上野介義央公は領地を回る際に赤馬にまたがり、そして民の心を酌み取り、また、富好新田という大きな新しい田んぼを開拓するなり、また、治水に対しても多くの手腕を発揮されました。

義央公は信仰心が深く、数々の神社仏閣にお参りされるなど、また、多くの寄進を行ったというふうに聞いております。

最近、もう一つの忠臣蔵が米沢で演劇されました。そして、12月の毎歳忌のごとに吉良上野介義央公の美德、考え方、行動が改められてきて

おります。

そのような中で、米沢市は今なぜ愛知県西尾市と姉妹都市を締結するのか。それは米沢上杉家と吉良家の三重の縁という縁の深い結びつきから発生するものだというふうに私は考えております。

最初、上杉家の第3代当主上杉定勝公の四女三姫が吉良上野介義央公のところに嫁がれました。それが第一の縁でございます。

第二の縁は、この御両親から生まれました子供、長男、吉良三郎を上杉家が養子として迎え入れ、第5代当主上杉綱憲公となっております。要するに吉良家が上杉家を相続するという、続いてやっていくというふうなことだと思います。これが二重の縁。

そして、3番目は今度は上杉綱憲公の次男、上杉春千代が吉良上野介義央公の養子となり、吉良義周というふうに名前を変え、吉良家を継いでおります。このときに赤穂浪士の事件が発生いたしました。吉良義周公は18歳のときに大石内蔵助率いる四十七士の軍勢に18歳で立ち向かい、刀傷を負い、そして、そこから長野県諏訪市の高島城に幽閉されることとなりました。そのときにはお殿様のお供としてたった2名だけ許されたそうです。その1人は上杉家家臣の山吉新八という方であります。

吉良義周公は幽閉されて3年後に亡くなられ、そしてまた、その義周公の父親、綱憲公はその1年前に養母とともに亡くなっております。跡を継いだ義憲公に対して山吉新八氏は長野から戻られ、義周公の最後を報告された大変涙ぐましい、むごい話じゃないのかなというふうに私はこのことを聞くと胸に熱いものを感じるものがあります。

このようなことで、三重の縁がここで成立いたしました、しかし、義周公が亡くなられて吉良家は相続者がありませんので、そこで吉良家は終わっております。

このように、米沢上杉家と深いかかわりのある吉良町、米沢市議会でも吉良町、当時は大分姉妹都市の勉強に参上しております。今回、西尾市と吉良町が2年前に合併したために、上位自治体の西尾市と米沢市が姉妹都市締結をしようとするものでございます。

質問に入りますが、市長は西尾市から姉妹都市締結について強いラブコールを受けているとお聞きしております。米沢・上杉温故交流会と吉良・米沢親善交流会等の長年の深いおつき合い、きずなを考慮した場合、また、西尾市が本年12月14日、15日に市制60周年のイベントを計画していることをお聞きしておりますが、この時期に合わせた姉妹都市締結ができるのかどうか、これは市長の判断だと思います。その姉妹都市締結の表明をすべきと考えますが、市長はどのように考えておりますでしょうか。また、西尾市の要望に沿った形でのスケジュールはどうなっておりますでしょうか。

次に、米沢市議会基本条例が制定、施行されました。この中で姉妹都市の締結については議会の議決事件となりました。市長は議会への説明責任があり、どのように進める考えなのかお聞きしたいと思います。

5月27日の定例記者会見の記事を見ますと議会の意向に従うと答えられており、あたかも提案権が議会側にあるような発言であります。このような理解でよろしいのかどうか。もしこのような議会の意向と考えているならば、このことについて予算や人事についても議会が決めてよいのかお聞きしたいと思います。

西尾市の市制60周年に間に合うようにするためには、遅くとも次の議会、9月定例会までにある程度のスケジュールを示し、議会の全会一致の同意を得る、その努力をすべきと考えておりますが、どうでしょうか。

今まで述べたように上杉家と吉良家は三重の縁で結ばれております。言うなれば米沢市と西尾

市、吉良町の姉妹都市締結は三重の縁で結ばれた自治体同士であり、非常に深い関係にあります。

このような深いつながりの締結式であるならば、上杉家当代御当主の上杉邦憲様には重要なポストでの待遇が必要ではないのか、そのことについても市長の考えをお聞きしたいと思います。

2つ目の質問に移ります。

来年度、山形デスティネーションキャンペーンがJ R東日本によって山形県を主体に開催されます。この山形デスティネーションキャンペーンの概要と、そしてその中に取り込まれる、要望して取り組んでいただきたい田んぼアートとのジョイント事業についてお聞きいたします。

山形デスティネーションキャンペーンで取り組む観光体験事業はどのようなものと考えているのでしょうか。また、過去のデスティネーションキャンペーンの実績はどうであったのか。来年度の目標数値を示すべきではないでしょうか。

そして、今、小野川、三沢地区で行われております田んぼアートの実績、今までの取り組みの経過についてお聞きしたいと思います。今回、来年度に向けて田んぼアートの新たな取り組みとして関根地区で行うことはできないでしょうか。

市長は週1回、ほぼ山形新幹線を使って出張しているようですが、関根地区を通過する際、市長には田んぼアートの適地を探していただきたいというふうに思います。

田植えのときから稲が徐々に生育して、秋に稲穂が垂れるころ、絵が完成するわけですが、このとき山形新幹線の車窓から田んぼアートを見ることができれば山形デスティネーションキャンペーンの目玉となるのではないのでしょうか。同じように、このときに車内アナウンスをしていただくようにJ R東日本に働きかけるべきと考えますが、どうでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの小島卓二議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、西尾市との姉妹都市締結についてお答えをいたします。その他につきましては部長よりお答えします。

御質問にもありましたように、上杉家と吉良家は三重の縁で結ばれており、両家とも忠臣蔵では不本意な描き方をされていることや米沢藩の公式歴史書「上杉家御年譜」編さん事業に着手をし、藩校の前身である学問所を創設したのが吉良家から養子に入った4代藩主上杉綱憲であることなど、米沢市と旧吉良町の歴史的つながりは深いため、市長就任間もない時期から交流に心がけてきました。

具体的には首長同士の表敬訪問、市民団体同士のお祭り参加、毎年12月14日に行われる吉良上野介法要への参列などであります。

そして、平成22年には米沢市に米沢・吉良温故交流会、吉良町には吉良・米沢親善交流会が設立され、親善交流の盟約が結ばれました。翌年の平成23年には東日本大震災が発生しましたが、吉良町及び吉良町民から総額400万円近い義援金が米沢市へ寄せられました。同年4月に吉良町は西尾市と合併しましたが、その後は米沢市と西尾市という形で交流がさらに盛んになっております。

このような中で、西尾市と米沢市の姉妹都市締結の話が非公式に出ている状況です。吉良・米沢の交流を推進してきた立場からすれば大変喜ばしいことだと捉えております。

今月28日に榊原康正西尾市長が、西尾市、米沢市の大規模災害時相互応援協定締結のために米沢市に来られますが、その折に姉妹都市に関しても話題が出るものと思っております。その結果を踏まえてできるだけ早く議会に相談申し上げたいと考えておりますので、何とぞ御理解を

賜りますようよろしくお願いいたします。

最後に、仮に姉妹都市締結が行われるようになった場合の上杉家御当主の待遇についてですが、現実にそのような状況に進展した折に改めて上杉家の御意向も伺った上で検討すべきものと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

〔埴田美佐雄産業部長登壇〕

○埴田美佐雄産業部長 私からは、2番の来年度開催される山形デスティネーションキャンペーンの概要と田んぼアートとのジョイント事業についての御質問にお答えします。

初めに、デスティネーションキャンペーンの概要と取り組みにつきましては、毎年3カ月ごとに地域を選定しJRグループなどと連携して観光誘客キャンペーンを展開するもので、山形県全域が対象となるのは10年ぶり、6回目となります。

来年の山形デスティネーションキャンペーンは、サクランボの時期に合わせて6月14日から始まり、9月13日までの3カ月間の期間で開催することとなっております。

今回は「日本人の心のふるさと美しい山形」を基本コンセプトに、「県民総参加・全産業参加」の観光業、農林水産業などの産業が連携を図りながら県民総参加によるキャンペーンを展開しようと準備を進めているところであります。

このデスティネーションキャンペーンを観光客の増加等による地域経済の回復と将来を見据えた観光の基盤づくりの大きな好機と捉え、これまで培ってきた誘客力、おもてなしの心を結集して、行政、観光、物産協会及び観光事業者を初めとする幅広い産業各界の相互連携を密にして、何度でも訪れたい観光地を念頭に、キャンペーン期間終了後も持続可能な10年を見据えた観光交流につなげていきたいと考えております。

現在の取り組みにつきましては、ことし6月15日から9月14日までを「山形日和。」観光キャンペーンとしてプレ・キャンペーンを展開することとなっており、置賜地域委員会を中心に「花と食と歴史の県南」をコンセプトに、自然の恵みに感謝する草木塔の精神文化など、米沢の新たな観光素材を活用した旅行商品の提供や小グループや個人旅行客向け現地案内機能などを強化しながら、米沢上杉文化施設共通入場券「観るパス」の新設や滞在期間を長くする仕組みづくりなど、これまで培ってきた魅力をさらに磨き上げ、観光誘客策を進めているところであります。

また、ことしの8月末に行われる全国の旅行会社、鉄道機関等の関係者を招いての全国宣伝販売促進会議でのプレゼンテーションに向け、本市向け旅行商品の造成、販売、さらには本市観光情報の発信をするべく準備をしているところであります。

次に、デスティネーションキャンペーンに組み込む観光体験事業についてであります。本市といたしましては紅花染め体験や手織り体験を初め、笹野一刀彫の絵づけ体験など、伝統産業を中心に素材提供をしているところであります。

なお、田んぼアートにつきましては、残念ながら田植えと稲刈りの時期がデスティネーションキャンペーン期間と時期的に外れてしまいますので、体験観光のメニューには入れていないところであります。

しかしながら、田植えから稲刈りまで日々移り変わる田んぼアートを見に訪れる観光客が毎年回を重ねるごと多くなっておりますので、田んぼアート展望台が観光スポットとして小野川温泉の集客を初め、本市の観光誘客の一端を担っている状況にありますので、デスティネーションキャンペーン期間中も本市の観光スポットとして情報発信をしていきたいというふうに考えております。

次に、田んぼアートのこれまでの取り組みの経過についてであります。田んぼアートは緑豊かな水田を舞台に色彩が異なる複数の稲を植えつけ文字や模様を表現し、米沢産のおいしいお米や観光都市米沢をPRするとともに、農業体験を通じて都市住民や地元住民、子供たちとの交流を図り、農業・環境への理解、関心を持っていただくことを目的として平成18年度から実施しており、今年度で8回目となります。

主な事業としましては、地元三沢東部小学校の全児童や一般参加者が集っての春の田植え体験、秋の稲刈り体験を実施しているほか、田んぼアートを鑑賞して楽しんでいただくための展望台の設置、インターネットからの映像配信などを行っており、JA山形おきたま、山形県農業技術普及課、小野川温泉観光協議会、小野川温泉観光知実行委員会、三沢コミュニティセンター、三沢東部小学校、本市の関係機関・団体で構成された推進協議会がお互いに連携しながら事業を推進しております。

図柄は米沢にゆかりのある人物やその年々の観光イベントに関連のあるものを毎年選定しており、初年度となる平成18年度の地元小野川温泉にちなんだ「小野小町と蛭」に始まり、ことしはNHK大河ドラマ八重の桜に合わせ主人公の新島八重の迫力あるシーンと地元小野川のホタルを描き、被災地福島県の復興を願うとともに、米沢への誘客効果も期待しているところであります。

体験事業として行われている田植え、稲刈りは回を重ねるごとに県内外から多くの方に参加をしていただき、ことし5月26日の日曜日に行われました田植え体験には286名の方が参加されました。

事業費につきましては全体で約210万円となっておりますが、うち田植え、稲刈り体験の際の昼食代等の約60万円については参加者からいただく参加費で賄っております。実質的な事業費は

約150万円となっており、各機関・団体からの負担金約120万円と協賛金等で運営を行っております。

田んぼアートは、田植え、稲刈り体験を通じて自然に触れ合える大きな教育的効果があるほか、田植えから稲刈りまでの長期間にわたり鑑賞して楽しむことができることから、小野川温泉の観光スポットとしてすっかり定着し、地元の活性化や米沢のPRにつながっているものと考えております。

次に、来年度開催される山形デスティネーションキャンペーンと田んぼアートのジョイント事業についてであります。山形デスティネーションキャンペーンの開催にあわせて山形新幹線の車窓から見えるところで田んぼアートによるPRを実施し、山形デスティネーションキャンペーンの目玉にしてはどうかという御提案であります。山形新幹線は1日運行本数が15本、約1万2,000人程度のお客様が利用されており、県の玄関口となる本市においては田んぼアートによるPRができれば山形デスティネーションキャンペーンはもとより、さまざまな目的で山形を訪れる皆さんに対して米沢をPRできる絶好の機会にもなると考えております。

しかしながら、田んぼアートを見るためにはある程度の高さが必要であり、候補地として考えられる議員お述べの関根地区の沿線については車窓から約5メートル程度の高さで推察されることから、今後技術的な面や実施体制なども含めて、実施することが可能かどうか検討していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○島軒純一議長 小島卓二議員。

○20番（小島卓二議員） ありがとうございます。

市長にはもう一度お願いしたいんですが、西尾市との姉妹都市締結について市長はまだはっきりと私は姉妹都市締結をしたいんだというふう

な思いを伝えていないんじゃないかなと思います。

今回、6月に西尾市の市長が来られて、そのときにも話題になるというふうなことは、市長はあくまでも相手待ちというふうに考えているのかどうか。相手と、要するにこれは自治体同士の婚姻と同じようなことなのかなと思うんです。片一方、一方がラブコールを送って、こちらが平静で、「おまえがしたいなら俺もしてやるよ」みたいな状況でいいのかどうか。

やはりお互いに熱いエールを送って、一緒に締結まで頑張っていきましょうというふうな思いが伝わらないと、議会も「ああ、その程度だったら何もことしでなくても来年でも」、「来年でなくても再来年でも」というふうな状況になるのかなと思うんです。

ですから、ぜひとも、議会の議決事件になっているということです。どうやって議会を説得していくのか。もちろんこの場でははっきりと言うべきだというふうに思っておりますし、壇上で述べましたように9月議会が最短の時間でないのかなというふうな、議決案件ですので、このことを臨時会でするようなものかどうか、その辺も私はわかりませんが、定例会と考えるならば9月の定例会でないのかなというスケジュールを私なりに頭の中で考えております。そのことについてはどうお考えなのかお聞かせください。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 先ほどの答弁でも姉妹都市締結ということになれば大変喜ばしいというふうにお答えをいたしました。ですから、姉妹都市は望んでいるか望んでいないかなれば当然望んでいるところではあります。

ただ、姉妹都市締結には2つクリアしなくてはいけないことがあるというふうに思っています。まず、相手のあることですので、そして、先ほども申し上げましたが、西尾市からは正式には

何もまだ話はございませんので、交流されている団体の方々がそういうふう以西尾市と締結したい、西尾市の市長にもそういうふう働きかけるといふにおっしゃってられることから非公式という表現をしているわけで、西尾市から正式に何か打診があったとか、そういうことではまだないので、まずそこが1つ。

あと2つ目は、御質問にもありましたように、姉妹都市は今度は議会の議決事項になりましたので、議会にも十分に御理解いただくという、御理解いただく前に説明をするということがあるというふうに思っています。

ですから、そういうことを考えますと余り市長としてひとりで先のほうを歩くべきではないというふうに思っております。なので、今の自分なりの気持ちを申し上げれば、姉妹都市は締結できれば大変よい結果を両市にもたらすのではないかというふうには思っておりますが、まず今月28日、西尾市長が来られてそういう話も出るとお思いますので、それを踏まえて、そういう話になりましたらできるだけ早く議会に御相談をしたいという、そういうようなスケジュールを考えております。

○島軒純一議長 小島卓二議員。

○20番（小島卓二議員） 市長の立場上、なかなかこちらから積極的にという形にならないのかどうかですが、私お聞きするにはあくまでもこちらが受ける側だというふうな言い方じゃないですか。西尾市からラブコールを受けているからこちら側が受ける側だというふうな、私はそういうふうに解釈したわけなんです。受け身であるというふうな。

もう一つ質問した9月定例会が米沢市議会としては最短のタイムスケジュールじゃないのかということもお話ししましたが、それは6月28日に市長が来られてからでないという事だったことまでも煮詰められないという答弁なんですか。どうでしょう。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 微妙な問題だというふうに思っております。考え方としてこちらは受け身であるべきようなことになってしまいますと、それは相手方に対して不遜なことになってまいりますので、基本的な考え方が姉妹都市がこちらが受け身という、そういうような考え方ではありません。

ただ、今の流れからいきますと西尾市のほうからいろいろ周辺の、先ほど申し上げました西尾市民の、あるいは旧吉良町民の方々の気持ちからいくと、西尾市のほうから先に話があるような流れになっておりますので、それもこちらから、今の段階では推測でしかありませんから、やはり28日、西尾市長とお会いしたときに率直に話をしてみるということになるというふうに思います。

○島軒純一議長 小島卓二議員。

○20番（小島卓二議員） 時間もありませんが、市長がそのようなことで6月28日来られる西尾市長との会談が第1回目の姉妹都市についての会合というか、初めての、今までは何度も会っていらっしゃるんですが、姉妹都市にというふうなことの話し合いがその日に行われるかもしれないということですね。西尾市の市長がこちらに來られて災害協定を結ぶというふうな正式なスケジュールになっていますけれども、あわせて姉妹都市も話題になるでしょうという想像でいらっしゃるわけですね。

それはそれでいいんですが、市民団体の米沢・吉良温故交流会の種村会長などは、できたら西尾市の市制60周年の記念イベントが12月14日、15日、毎歳忌のその日が市制のイベントなもので、西尾市の市長としてもその市制60周年のイベントに花を添えるべく米沢市との姉妹都市締結もその日に行いたいみたいな吉良町の颯田会長などはそのような話をされています。

それはもちろん公式なコメントじゃありません

から水面下での話ですが、一方ではそのようにも市民団体としてのスケジュールの話までも出ているということ、そのことについてはどのように聞いておられるのか、聞いていなくても市長の自分のお考えはどうかお聞きしたい。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 西尾市側、旧吉良町の団体の方々からそのような御希望は確かに伺っておりますが、ただ、姉妹都市締結が議会の議決事項である以上、まだ正式な話にもなっていない段階で勝手にスケジュールをこちらで議会のほうにお話しするというふうなところまで踏み込むべきではなくて、まず28日にお会いしたときにどういう話があるかを踏まえて、その後具体的な話ということ、もし話が進めばその後具体的な御提案を議会にすることになると思います。

○島軒純一議長 小島卓二議員。

○20番（小島卓二議員） ぜひ私は愛知県西尾市吉良町、吉良上野介義央公が眠っている吉良町との姉妹都市締結は必要なのではないかというふうに思いますし、両市の関係者はそこに思いを強くお持ちで今市民交流をなさっていらっしゃると思います。

議会としまして、ここで私からということではなくて、恐らくは議長のほうから提案があると思いますが、全会一致の建前でこのことに進む形が最適だと思いますので、私からも市民の皆様、また市長を初め議員の皆様にも西尾市との姉妹都市締結については前向きに一生懸命努力していただきたいというふうにお願い申し上げます。

○島軒純一議長 以上で20番小島卓二議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後 0時12分 休 憩

午後 1時00分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、修学困難な子どもたちへの教育的支援について、18番相田光照議員。

〔18番相田光照議員登壇〕（拍手）

○18番（相田光照議員） 一新会の相田光照です。昼食も終わり最も眠気の襲うこの時間ですが、その眠気も飛ばすようなはつらつとした質問にしたいと思います。頑張ります。

本日で7回目の壇上で的一般質問をさせていただきます。後期2年のスタートであります。やっと念願がかないまして3日目以外の初めて初日での質問をさせていただくことになりました。2年前の初質問同様に議員になった当初の志を忘れず、残り2年の任期を全うしていきたいと思っております。

米沢づくりは人づくり。これは2年前に私の選挙時に使ったキャッチフレーズです。思えば議員を志した心根はこのフレーズどおり、米沢市の教育をよりよくしていきたいという思いでありました。

学校教育は学校で教員が直接かわれる面と、環境を整備し管理運営していく行政ができる間接的な面を持ち合わせて行われています。そのことを踏まえ、今回は修学困難な子どもたちへの教育的支援について伺わさせていただきたいと思います。

修学困難とは、経済的困窮、学校不適應、いわゆる不登校、そして軽度の発達を含む障がい等の理由により、学問や知識を学び修めることができないことを指します。本日の質問では不登校児、軽度発達障がい児の教育的支援について限定してお聞きしたいと思いますので、御了解いただきたいと思います。

学校教育の本質はどのようなものでしょうか。学びによって知識を得ること、いわば知識の啓発、種々の経験、実践を通して技能を教授すること、将来を担う大人としての人間性の涵養を図ることなどがあります。

そして、他と自の違いを知ることも大きな本質の一つと言えるでしょう。他者と比べみずからの差に優越感や劣等感を持つのではなく、その違いを認められる人間を育てることこそが学校教育で伝えるべき最大の本質であると私は感じています。

日本の学校教育では周囲と同じ行動をすることが長らく重要視されてきました。学校に行かない子供は登校拒否、授業を着座して受けられない子供たちは落ち着きのない子供と一括して一くりにされていた時代もありました。

しかし、登校拒否は当初学校恐怖症と言われるとおりの神経症の一種と考えられていましたが、今日は必ずしも神経症とは捉えられない例も数多く見られ、不登校という名に変遷していきま

した。落ち着きのない子供たちも、その全てが親のしつけがない、いわゆるわがままな子供たちと誤解されていました。しかし、研究が進むにつれて保護者からの不良な養育を受けたことが理由による心理的な環境要因や教育が原因となったものを含まない、先天的もしくは乳幼児期における疾患による外傷性後遺症の発達に影響を及ぼす障がいと認められました。これが軽度発達障がいと言われるものです。

軽度発達障がいに対する社会的認識や国民理解は十分とは言えません。しかし、ここ数年でこの言葉の示す意味や状態については周知されてきていると思います。その背景には、平成16年に国会で成立した発達障害者支援法、平成19年、学校教育法改正によって誕生した特別支援教育があるのです。

みんなと協調性を保つばかりの人間を育てるの

ではなく、一人一人の個を生かす教育へと転換がなされました。つまり、普通学級でしっかりと学習できる子供たちに主眼を置くだけではなく、普通学級で学習を受けられない子供たちへもよりよい教育的支援の充実が図られなければなりません。

LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、高機能自閉症等、軽度発達障がいのような状態を示す児童生徒がいじめの対象となり、それをきっかけに不適應になって不登校になるという場合が数多くあります。このことから特別支援教育の推進をすることがいじめや不登校を未然に防止する効果も期待されるがゆえ、現場の学校でも環境を整える行政にも推進すべくよりよい施策が求められているのは言うまでもありません。

そこで質問いたします。我が米沢市には経済的理由により修学を困難とする児童生徒を除く不登校児童生徒数並びに軽度発達障がいを持つ児童生徒数は現在どのくらいいますでしょうか。あわせて直近5年ほどの推移についてもお教えください。

また、学校内外での修学を支援する米沢市教育委員会の取り組みについてもお尋ねしたいと思います。

続いて、スクールガイダンスプロジェクトの今後のあり方についてお尋ねいたします。

この事業は平成14年度10月より開始されたプロジェクトです。1プロジェクトを3年基軸として、ことしで4プロジェクト目の12年目です。不登校児童生徒のみの支援が主であったこの内容も、現在では不登校を含め、軽度発達障がいを持つ児童生徒への支援という役割を持っています。つまり、教育的ニーズがこのプロジェクトにはあるものだと私は感じております。

そこで、お伺いをいたします。

このスクールガイダンスプロジェクト事業を今後どのようにしていこうとお考えなのでしょう



か。継続していくのか、それともなくす方向で考えているのか、お教えてください。それと同じくして、プロジェクトのかなめである米沢市適応指導教室「ガイダンス教室」は教育委員会内においてどのような位置づけとして設置されているのか、あわせてお答え願います。

山形県内には35市町村のうち18自治体で適応指導教室が設置されています。設置状況はそれぞれの教育委員会でさまざまな形態があります。そのことは教育委員会の皆さんも御存じのことでしょう。

私は、適応指導教室の指導員が専門的な知識を有し長きにわたり多くの経験を積める環境をつくることこそが米沢市の子供たちのためになると考えています。そのために適応指導教室を設置条例化して「米沢市教育支援センター」を設立すべきと考えております。

本日はこの視点に立ちながら質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、先ほど我が派の代表、海老名議員もお述べになりましたが、4月1日より議会基本条例が施行されました。これにより当局側にも反問権が認められております。言葉足らずで伝わりにくいこと、そして不明な点がございましたら、私の回では遠慮なく御質問いただきますようお願い申し上げます。

○島軒純一議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 私から、相田光照議員の御質問、4項目ございましたが、全てにお答えをしたいと思います。眠気の覚めるような答弁になればというふうに思います。

議員御指摘の不登校及び不登校傾向にある児童生徒や発達障がいのある児童生徒の対応につきましては、本市のみならず広く全国的な課題となっており、さまざまな対応策を講じているところであります。

御質問の第1点目、現在の不登校児童生徒の数及び通常学級における発達障がいを持っている児童生徒の数とこの数年間の状況についてお答えをいたします。

平成24年度における本市小中学校の不登校児童生徒数であります。小学校は12名、中学校は61名となっております。

ここでいう不登校児童生徒とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因や背景などにより登校しないか、あるいはしたくてもできない状況にある児童生徒で、1年間の欠席日数が30日を超えた者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた者を指します。

この数はここ数年と比較しますと、数としては減少しておりますが、全体的な児童生徒数も減少しておりますので、割合で考えますとほぼ横ばい状態であると言えます。

次に、平成24年度の通常学級における発達障がいを持っている児童生徒数は、小学校は67名、中学校は16名となっております。これはLD、ADHDや高機能自閉症などの診断を受けた児童生徒の数となっております。この数につきましては年度によって多少の増減はあるものの、ほぼ横ばい状態であります。

また、診断は受けていないものの特別な支援が必要と思われる児童生徒を合わせますと、小学校では6.6%、中学校では3.3%となります。

しかし、この数値は平均でありまして、学校や学年によって割合にばらつきがあり、10%を超える学校も5校あります。

御質問の2点目、それらの児童生徒への支援についてお答えをいたします。

現在はスクールガイダンスプロジェクト事業を中心としながら、そのほかにもさまざまな支援をしております。スクールガイダンスプロジェクト事業では大きく以下の3点の取り組みを行っております。

1点目として、学校不適応児童生徒のための居

場所づくりとして、米沢市適応指導教室、通称「ガイダンス教室」を設置しております。学校への登校が困難な児童生徒の学習や体験活動の場として、学校登校、教室復帰を目指した支援を行っております。また、ここでは通室している児童生徒及びその保護者や同じような悩みを抱えておられる市民の方への相談活動も行っております。

2点目に、学校支援を行っております。不登校や通常学級に在籍する特別な支援を必要としている児童生徒への対応が課題になっている学校へ教育相談員や適応指導補助員を派遣し、個別の適応指導支援や教育相談、家庭訪問等を行っております。今年度は4名の適応指導補助員を小学校6校に、6名の教育相談員等を中学校6校に派遣しております。

3点目に、教職員への支援を行っております。教員からの教育相談や米沢市不登校対策会議による教員研修等を行い、教員のスキルアップ及び情報交換の場づくりを行っております。

そのほかには学校不適応の早期発見、早期対応への支援として、学級育成プログラム支援事業を行っております。これは小学校5、6年生及び中学校全生徒を対象としたQ-Uアンケートの実施であります。

不登校問題や学校不適応の原因の一つには子供たちのコミュニケーション能力の低下や人間関係の希薄化なども考えられ、その解消のためには問題の早期発見、早期解決が不可欠であります。そのために学校生活の母体となっている学級集団を細かく分析して具体的な手だてをとっていく必要があります、学級における人間関係や集団とのかかわり方を客観的に捉えるQ-Uアンケートを実施し、子供同士の関係改善や学級集団づくりを支援しようとするものです。

また、学校への支援員配置の方策として、県の緊急雇用創出事業を活用したスタート支援員、特別支援教育サポーター、学習チューターの派

遣をしております。今年度、スタート支援員は9名を小学校9校に派遣しており、小1プロブレムへの対応として支援をしております。特別支援教育サポーターは8名を小学校8校に派遣しており、主に特別支援学級に在籍する児童に対する支援をしております。学習チューターは7名を小学校6校及び中学校1校に派遣しており、児童生徒それぞれ個に応じた支援をし、学校適応、学力向上のための支援を行っております。

御質問の3点目、スクールガイダンスプロジェクトの今後のあり方についてお答えをいたします。

私たちが目指すべき最終的な姿としては、不登校、学校不適応の課題を解決し、このような市全体の取り組みがなくても各学校での対応により米沢の子供たち全員が夢と希望を抱き、楽しく充実した学校生活を送ることができるようになることだというふうに考えております。

しかしながら、今現在の状況を考えますと、一朝一夕にはそのような状況をつくり出すことは難しく、今後もその時々状況に合わせた事業を展開していくことが必要であると考えます。

御質問の4点目、米沢市適応指導教室の位置づけについてお答えをいたします。

議員も御存じのとおり、適応指導教室は不登校児童生徒の発生率が高く、市全体の取り組みを緊急に行い、その解決に当たらなければならない状況であったときに、その課題が解決されるまでの間の措置として設置されました。

現在の適応指導教室は米沢市教育研究所設置条例施行規則第2条第2項、「研究員は次の各号に掲げる部及び室の構成員となり、当該各号に規定する事務に従事する」の(2)教育相談室に沿って米沢市教育研究所内に設置されております。

現在、同研究所の運営の基本方針や組織には明記されておりますが、適応指導教室に置く職員

の数や設置運営について条例等で定められたものではございません。

以上、議員お尋ねの4点についてお答えをさせていただきました。

○島軒純一議長 相田光照議員。

○18番（相田光照議員） 御答弁ありがとうございます。

今、不登校の子供たちの数、そして発達障がいを持つ子供たちの数をお聞きしました。全体的に減少傾向ではあるが絶対数そのものが減っている状況を考えれば横ばいであると、これが今米沢市における教育の現状だと私も認識しております。

まずは不登校のことからお聞きしたいと思います。このスクールガイダンスプロジェクトが始まったのが平成14年の10月でした。そのときの不登校の数は今よりもはるかに多くの人数がいたように私は記憶しておりますが、数字的にもし今お持ちであれば当時何名ぐらいの不登校の子供たちが存在していたのか教えてください。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 スクールガイダンスプロジェクトの発足時の不登校児童生徒数についてお答えをいたします。

平成14年度の不登校児童生徒の数は、小学校が32名、中学校が115名でありまして、平成24年度と比較しますと、小学校においては3倍近く、中学校においては2倍近い人数でありました。

○島軒純一議長 相田光照議員。

○18番（相田光照議員） その発足から11年がたち、2分の1、約半分の生徒数までこの不登校の子供たちが減少したと。この最大の理由といえますか、減少した大きな力とは何だったのでしょうか。その分析等をしているのであれば教えてくださいと思います。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 いろいろな理由があるというふうに思いますけれども、やはりこのス

クールガイダンスプロジェクト、この事業の取り組みが一番大きかったのではないかというふうに思います。

スクールガイダンスプロジェクトは3年刻みで今プロジェクトのIVですけれども、このプロジェクトの最初のときには学校に行けない子供がたくさんあったという実態がございましたので、まずそこから始めたということでありました。そして、学校に復帰できるようになってきていて、今は学校のほうに職員を配置して対応している。

それから、もう1点は、学校の教職員の対応も適切にできるようになってきたということも大きい理由だなというふうに考えているところでございます。

○島軒純一議長 相田光照議員。

○18番（相田光照議員） 不登校の子供たちがいわゆる心理的なものを理由に10年前は学校に行けなくなったと、そのようなことが数多くあったと思います。それがこの不登校の子供の中にも軽度発達障がいを持ち合わせ、なかなか授業の中に入れないという、この実態が今現状あるのではないかなと思っています。

先ほど教育長がお答えいただいたんですが、この発生率が大体6.6%と。去年の12月、教育委員会の皆さんは多分御存じだと思いますが、文部科学省により通常学級に在籍する発達障がいの報告書の中に、これも全国数値が出ていますが、恐らく日本全国97%の回収率をもってはかったところ、通常学級に発達障がいと思われる子供が6.5%いると。そのほかにも特別支援学校、特別支援教室などにも約1.4%の子供たちがいると。全国的に見れば合計7.9%が発達障がいを持っている子供たちであると。ましてや顕在化していない子供たちを含めれば10人に1人ぐらいの割合でいると。これは米沢も学校、5校のうちそのようなになっていると思います。

この推移は今後、今後の見通しです。今後減っ

ていくものなののでしょうか。それとも横ばいなのか、それとも、もしかすると増加していくかも知れないという見通しなどは教育委員会としてどのようにお持ちでしょうか。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 国がこれまで行った二度の「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」を見ますと、特別な支援を要する児童生徒の割合が平成14年には6.3%、それから昨年、平成24年度が議員のお話のとおり6.5%ということとでわずかに増加しているわけですが、このことから推測しましても今後とも微増することはあっても減少することはないというふうに私どもとしては捉えているところです。

○島軒純一議長 相田光照議員。

○18番(相田光照議員) このスクールガイダンスプロジェクト、不登校の子供たち、そして発達障がいの子供たちに対する非常に手厚い支援を行っているとは私は思っています。

今、指導部長がおっしゃったとおりに、発達障がいの子供たちが減るという見通しがなかなか持てない以上、これからこのスクールガイダンスプロジェクトのかなめであるガイダンス教室の役割ということはますますふえていくんではないかなと。そして、学校に派遣して学校内で支援する体制もしくはアウトリーチ、いわゆる訪問をして家庭での支援を要する訪問型の支援という意味においても、ガイダンス教室のニーズというのはふえていくと私は感じているんですが、その辺は私と同じような考えだと思うんですが、なおお願いします。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 子供の状況によると思いますけれども、まず学校に行けない、それから学校には行けるけれども教室には入れない等々、やはりその子供さんの状況はいろいろ違うわけ

ですけれども、やはり学校に行けない子供についてはガイダンス教室のほうで何とかという部分になります。

それから、学校には行けるけれども教室に入れないという場合には、やはり担任だけではなくなかほかの子供たちの指導もありますので、支援員等の派遣が必要になってきます。

そういった、やはり子供さんの状況に応じてこのガイダンス教室の果たしていく役割というのは大きいものがあるというふうに捉えております。

○島軒純一議長 相田光照議員。

○18番(相田光照議員) 私もそのガイダンス教室が充足してからずっとガイダンス教室の指導員としてかかわらせてもらいました。

教育長も先ほどお述べになりましたが、不登校にしる発達障がいにしる早期に対応することが将来大きな光を当てることにつながるということを私自身経験してきております。

小学校1年生で不登校になった学習障がいを持った子供を私が担当したことがありました。その小学校1年で不登校になった子供はガイダンス教室に来て、そこから自分で視野を広げ、一歩進んで学校へ戻って、今6年生ぐらいになっています。その子供はもう完全に復帰しています。

そして、学習障がいの子供、その子は数字が全くわかりませんでした。算数という概念がなかなか自分の中では理解できなかった。その中で、ペットボトルをボウリングに見立てて、このボウリングをしながらペットボトルの倒れた数で数字を覚えていったということがあります。

でも、これと同じことを普通学級で、例えば片や足し算引き算をやっている中でできるかと言われると、これはできません。つまり、できないからこそできるような状況をつくっていく必要があるんだと思います。だから、このガイダンス教室の意味は非常に大きいと私は感じてい

ます。

となれば、より早期に対応していく、早期に手だてをしていく、その考えはこれからこのガイダンス教室の支援体制、これをもっと拡充していく必要があると私は感じているんですが、どのように考えていますでしょうか。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 今議員御指摘のとおり、子供さんそれぞれによって通常の授業の中で学んでいって教師の話を聞いて理解していける子供さんもおれば、実際にそうした活動を通して、実際に自分の手とか体を使って感じて学んでいける子供さんもあります。

そういった状況にどういうふうに対応していくかということを考えれば、一斉の指導だけではやはり理解できない子供さんというのはおるわけで、そういった子供さんについては取り出して別途に個別に指導していくとか、そういった配慮は当然必要でございます。

そういったことを考えたときに、今教育委員会で実施しておりますように学校に種々の立場の人を配置をして、何とかその子供たちを支援していきたいということで進めております。ガイダンス教室のほうからの支援という部分と、それから別の県とか国からのお金での支援あるいは緊急雇用のほうでの支援というふうなことで、いろいろな形で今支援をしております。

そういった部分を総合した形で持っていけるようにはしていかなければいけない。そのかなめになっていくのがやはりガイダンス教室なんだろうなというふうに捉えてはいるところであります。

○島軒純一議長 相田光照議員。

○18番(相田光照議員) 土屋部長、全く私も同感です。その人間的な部分で総括をして一本中心となる箇所があって、そこによってきっちりと人員を配置していく。そして、将来を見据えてその1年間での学校配置なんかも自由にでき

るようなワンストップの体制が今この米沢市には私はないと思います。

この効果があって今後とも必要性を感じていながらも、やはりガイダンス教室、このスクールガイダンスプロジェクト内のガイダンス教室というのはあくまでも教育研究所内の、言葉は悪いですが臨時組織です。いつでも3年間でやめられるんです。3年たってことしでプロジェクトのIVが終わると、来年どうするんだと。予算がないです、やりませんということだってでき得る状態に今あるということなんです。

私はこれからを、この教育の現状を見ていく上では、しっかりとガイダンス教室というものを教育研究所もしくは理科センターのような形で設置条例をつくり、そして、米沢市のこの教育委員会の組織規則にもきっちり教育機関としてのせていく必要があるんじゃないかなと感じています。

これ今まで私が今しゃべったようなきっちりとした形で設置条例をつくり、計上できる予算を持ちながら運営していくというようなお考えにはこの11年間で教育委員会の中で話し合いになったり、もしくはその検討課題に上がったりしたことはあったでしょうか。

○島軒純一議長 原教育長。

○原 邦雄教育長 私からお答えをします。

これ14年度にスタートをした段階では、当時非常に不登校が多いというふうな市の教育の大きな課題だということで、教育委員会内部で検討して設置された、スタートしたということで、ある一定の成果が得られればこれあとストップするんだというふうなスタートの話だったというふうにお聞きをしております。

ですから、その後、この4期まで来るというふうなことは余り想定はしていなかったというふうに思いますけれども、結果的にこの教室があることで教員を派遣したその学校に生徒が相談して登校してくるというふうな状況になってく

ると、やはり非常に効果があるというふうなことで今まで継続はしてきたんだろうというふうに思います。

ただ、組織として同じような体系でやっていくということは確認しながらも、そこからどんなふうに今度は派生して広げていくとか、また縮小するかというような話し合いというようなものは持たれていなかったのではないかなというふうに思います。

○島軒純一議長 相田光照議員。

○18番（相田光照議員） その話し合いが持たれなかったということではありますが、もしかすると大きくできなかった理由なんかがあるのではないかなと。例えば設置条例化をすることによって予算がかかるかもしれない。やはり全ての事業、自分は議員になってさまざまな予算書、決算書を見せてもらっていますが、やはり事業をするということは予算が必要であります。そういう意味での予算のお金がなくてできなかったということはなかったでしょうか。

では、例えば、言い方をかえさせていただきます。もし予算があれば検討課題に上げられたことがあったかどうかお尋ねしたいと思います。

○島軒純一議長 原教育長。

○原 邦雄教育長 その件に関しては県や国のほうからの補助員というふうな、臨時雇用というふうな対応もありますので、そちらとタイアップというふうなことを優先させたということで、ガイダンス教室の拡充、ここまでは話は及んでいなかったというふうに確認はしております。

○島軒純一議長 相田光照議員。

○18番（相田光照議員） 今までの話をお聞きしまして市長にお尋ねしたいと思います。通告というか、市長に聞きたいなと思っていましたので、一応指導部長のほうにもお伝えはしております。

市長はその適応指導教室、市長になられてからずっと継続していただいているなと思っ

ています。今後、このガイダンスプロジェクトを進めるに当たって、恐らく教育委員会としては続けていかなければならないという思いでいると。

それを踏まえて市長としては今後どのような形で、もちろん教育委員会、教育行政の担保はもちろとりますが、市長として、首長としてこの米沢市の教育の、いわゆるインサイドの部分ではありません。教育という枠の中でなかなか光の当たらない部分ではあります。このことについて市長はどのようにお考えをお持ちかお聞かせください。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 毎年4月1日に教員の辞令交付式があって、私も挨拶をする機会が毎年あります。そこでいつも決まって話をしているのは、子供たちには勉強の得意な子供も余りそうでない子供もいる、スポーツの得意な子供もいれば余りそうでない苦手な子供もいる、健康に恵まれた子供もいればそうでない子供もいる、家庭円満の家から登校してくる子供もいれば家庭不安の家に帰っていかなくてはいけない子供もいる、さまざまいる。

それで、どの子にとっても思い出深い楽しい学校生活を目指して先生方には御努力いただきたいということを毎年決まって申し上げていますが、今問題となっているさまざまな子供たちについてもやはり同じだというふうに思っています。どの子にもやはり手厚い手を差し伸べていかなくてはならないというふうに思っています。そういうことからいきますと、スクールガイダンス教室は続けていかなくてはならないものというふうに思っております。

そして、どういう形態で続けていくかについては教育委員会にお任せをしたいと思っております。

最後に、このやりとりをお聞きしての感想があります。質問しておられる議員も答弁して

いる教育長も、そしてその脇で聞いていらっしゃる教育委員長も、さらには傍聴席においでになっている方も、スクールガイダンス教室で一生懸命尽力されてきた方々なわけです。

ですから、きょうここで出されている議論というのはよく内部のことがわからないとか、そういう方が質問して、そして実際に担当したことない人が答えているという話では全くなくて、よくわかって一生懸命されてきた方々同士が議論されている、真剣な真摯な議論をされているということです。それは非常にありがたいことだというふうに思っています。

悩みを抱えている子供たちにとっても自分たちの問題を米沢の議会で、しかもある意味当事者として頑張ってこられた方々が熱心に議論されているというこの状況自体、非常に大事なことだというふうに思っています。

○島軒純一議長 相田光照議員。

○18番（相田光照議員） ありがとうございます。何かうれしいような気持ちであります。

私は10年間真剣に本気でこのガイダンスプロジェクトをさせていただいたと思っています。誰よりも多くの時間を割いて、誰よりも多くの数の子供たちと向き合ってきました。より深い保護者と話し合いをして、学校の先生とも広く手を携えて子供たちをバックアップしてきたつもりです。

幾度となく心が折れるときがありました。全くガイダンス教室は理解されていませんでした。

「何や、ガイダンス教室」と。かつ、不登校の子供と接することが不安でたまらないときもありました。

でも、それを支えてくれたのは子供たちです。そして、ともに働いてくれた仲間だと思います。それが12年こうやって続いているこの現状は私自身大変うれしい、でも、ちょうど12年だからこそろそろ見直しをしなければいけない時期なんではないかなと感じて、きょうこの質問を

させてもらっています。

なぜ教育センターという形にして教育機関としてのせなければいけないか、私なりに考えてきました。

まず1つは、今3年間のワンプログジェクトとして行う予算を臨時的にとらねばならないこと。つまり教育機関として規則上にのせれば予算は経常化できます。今後必要であると言っている以上、私はなくすべきではないと思います。そして、きちっと年間予算をきっちりと計上していただいてこれを運営していく。そして、拡充するぐらいの気持ちで教育委員会にはやっていただきたいと思うことが1点目。

2点目は、私はたまたま、たまたまです。長期間にわたって採用していただきました。嘱託職員として専門性が高い、私もそういう免許を持っていたので採用されましたが、やはり長い時間をかけて教員が子供たちと接して、多くの子供とつき合わなければ、膝を突き合わせなければ子供たちの心は見えません。そういう教員をつくるためにも間違いなく単年で終わる契約ではなく、経常化した上で教員を採用していく。

そして、3点目は、不登校と軽度発達障がいへの社会的認知をより深く深化させていかなければならないと思っています。先ほど壇上でも述べましたが、まだまだ理解されている部分は少ないです。十分とは言えません。

でも、このガイダンス教室という文言は全部の市民の方が知っているかというと、実はそうではない。当事者だったり、それにかかわる学校の教員しか知らないのが現実です。

でも、米沢市の教育センターという名のもとでしっかりと銘打って宣伝していけば、教育の例えば相談窓口としても一本化が図れたり、保護者が苦しんで相談に行く場所がきっちり教育センターに行けば、支援センターに行けば聞けるんだよというふうに大々的に宣伝できる。そして、そのことを地域に知ってもらえればこそ、

子供たちが地域に出て行けるんだと思います。  
これが4点目です。

もう学校や教育委員会の枠組みでは抑え切れない部分にきていると思います。地域の協力、地域理解があってこそ子供たちは社会にとって有為な人材となって将来の米沢を救っていくんだと思います。そのためにも私は地域協力、社会貢献ができる体制にすべき。

そして、最後が幼児から青少年まで、私はこれを網羅できるシステムを構築していくべきだと思っています。以前、去年の3月の質問で「子ども・若者育成支援推進法」という福祉側からの視点で青少年育成について質問をさせていただきました。これは非常にこのことが今後大きくなっていく問題だと思います。中学校を卒業して高校世代になっても引きこもっていなければならない、なかなか社会に出られないような青少年、その人たちにもきっちりと支援ができる体制があってこそ、米沢の教育ではないかなと思っています。

そこで必要になるのが福祉との大きな連携です。教育委員会だけの問題ではない。実は健康福祉部とも密に連携をしていかなければならない問題だと思っています。

そこで、健康福祉部長にお聞きしたいと思っています。今現在、厚生労働省のほうで児童発達支援センター等といわゆる発達障がいを含む障がい児の子供たちの支援について強化策を打っていると思っています。

そのことを踏まえながら、障がい児という支援を強化していく上で健康福祉部、福祉サイド単独ででき得ることなののでしょうか、それとも教育との連携を密にしてやっていかなければならない事業なののでしょうか。お答えお願いいたします。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 発達障がいということで本来のテーマは学校のほうのお話が主体となっ

ているんですけども、私、福祉のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず最初に、障がい児関係の現在の状況ということで若干つけ加えたお話を御説明申し上げますと、さきの自立支援法関係、それから障がい関係の一連の法律の改正がございまして、中で多くの施策が出てきております。特に子供たち関係ということで児童分野の事業に関しまして、この改正の中で整理統合されているといった大ざっぱなくくりの状況でございます。

その中で1つ打ち出されているのが児童発達支援ということで、言葉が児童発達支援。これは法律の中にも規定されている言葉で、中身は通常の障がい、身体に障がいのある子供さん、知的障がい、精神障がい、あわせて発達障がいも含むということで、国のほうでは大きなくくりで考えておられるようです。

特に子供さんたちに対してはそういったものに対して障がい関係の支援をしるよということで打ち出してございまして、これにつきましては御存じのとおり私どもも受け皿として組織改正をさせていただいて、社会福祉課の中に障がい者支援室ということで設置させていただいて、担当として障がい福祉担当、こちらは一般的に大人の方、それから障がい児支援担当ということで組織を強化させていただきました。

そうした周りを固めながら、今議員おっしゃった中で児童発達支援ということで私ども事業を進めていかなければならないというふうな状況でございます。

今のところなんですが、市としては児童発達支援事業という項目が厚生労働省の中でございます。もう一つ、もうちょっと大きなエリアのくくりの中で児童発達支援センターというものがあります。こちらのほうは箱物を伴い、なおかつ領域も、例えばこのあたりだと米沢から川西、高畠、南陽まで入るのか、そういったエリアをちょっと国のほうでは想定しているんで、この



辺はちょっと県との兼ね合いも出てくるんで何とも言えないんですけども、今申し上げたような事業を進めていかなければならない。

そういった中で、今度は本日のテーマになる子供たちをどのように支援していくか。私ども福祉なんで療育と、育てていくところが主体になるわけなんですけれども、そこの中で議員がおっしゃるような連携、当然私どものエリア、ゼロ歳から18歳までのエリア、児童福祉を所管してございますので、そこで核になる小学校、中学校の子供さんたちからの発達障がいにかかわる御要望というものもたくさん頂戴しております。

したがって、こちらに関しましてはやはり現在義務教育を受けていらっしゃる子供さんでございまして、どうしても力点が、重心が教育分野にかかわるということで、今現在お話しされているような、議員のお話だと教育支援センターという言葉をお使いのようなんですけれども、そういったような体制を教育委員会で作られると、現在もガイダンス教室あるわけなんですけれども、そこと今現在、やはり濃厚な連携関係を築きながら私どもも福祉の政策を進めていかなければならないというふうに考えているところです。

○島軒純一議長 相田光照議員。

○18番（相田光照議員） ありがとうございます。

この福祉との連携という観点からいけば、私は障がい児という共通項をもってその発達障がいということを持つなら、この受け皿になり得るところはガイダンス教室だと思っております。

教育機関という観点からこの規則を見ますと、米沢市の管轄する教育機関には教育研究所、理科センター、青年の家、中央公民館、市立図書館、視聴覚センター、この6つございます。

教育研究所の規則のほうを見ますと、具体的に不登校に対してとか、教育研究所の中の規則に

はあるんですが、この中の教育研究所には2項目しかありません。教育の方針と目標策定に關すること。もう1点、教育研究に關すること。これのみです。

ですが、私はこのガイダンス教室が福祉との連携、発達障がいという子供の上では大きな役割を担う組織であると思っています。そのために、きっちりとした形で教育機関として教育研究所の中の一つの分野ではなく、教育研究所内の一教育機関として整備すべきではないのかなと思っております。

平成4年にガイダンス教室が教育相談室としてできたように記憶しております。もし間違っていたら指摘してください。平成4年から10年間で平成14年度に教育相談室は適応指導教室のガイダンス教室というふうに変わりました。

これには当時市長だった高橋幸翁市長の政治的な判断がありました。将来の子供たちを危惧し、将来の米沢を危惧して10月から始まっていることを考えれば、多分4月当初ぐらいに思ったのかもしれない。これは不登校を何とかせねばならん。そこで緊急的にできたのが平成14年の10月です。

ちょうどそれから12年。ちょうどえとが一回りをする時期までできました。10年刻みぐらいで20年です。ガイダンス教室が米沢市にできてから。もうそろそろきっちりとした形でマイナーチェンジ、フルモデルチェンジをしていってもいい時期だと思いますが、教育長、どうですか。

○島軒純一議長 原教育長。

○原 邦雄教育長 きょうのこの質疑応答というふうな中身を考えますと、やはり経営体系の見直しということでは大変な、非常に大切な視点ではありますけれども、このスクールガイダンスプロジェクトそのもののあり方を初めとして、適応指導教室のあり方、それから支援のあり方、条例等の整備、組織のあり方、財政措置、それから今ありました他の課との連携、それから今

の施設をどうするか等々、多くの課題があるのかなというふうに思います。

ですから、もう少し時間をかけて検討していく必要があるのかなというふうにきょうの時点では思います。

○島軒純一議長 相田光照議員。

○18番（相田光照議員） 一挙に変わろう、一挙にできるとは私自身も思っておりません。ですが、例えば義務教育分野の小学校、中学校を担当しているこのガイダンス教室という部分に関してのみしっかりともう一度教育委員会として精査をしていただいた上でやるならば、私はこのタイミングだと思うんです。ちょうど第4回のプロジェクトが終わるこの年に動かなければ、間違いなく3年間遅くなります。きっと3年間おくれればこのままでいいかという思いでいってしまうような気がします。これで事が足りているからと。

でも、将来的なものを見れば、今教育委員会の皆さんに考えていただきたいという思いを込めて私は質問をさせていただいております。本当にタイミングとしてはこの機しかないので。しっかりと将来のあり方を教育委員会で話していただきたいと思います。

最後に市長、教育委員会のほうでしっかりと精査をして研究をして、その上でお任せするというようなお話が先ほどありました。一番私が心配しているのは財政的な措置の部分です。もし教育委員会のほうでしっかりと精査をしていただいて、今後この施設は教育機関として必要だと、意義もあって使命もあると、米沢市には必要だということで例えば市長に経済的な予算上上乘せ、予算をつけてくれないかといった場合にしっかりと前向きに考えていただけるかどうかお聞きしたいと思います。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 先ほども述べましたように、極めて子供たちにとっては大事なことで、

教育委員会のほうから予算の要望があれば、それは削ったりとか下げたりとか、そういうことはすべきでないというふうに思っております。

○18番（相田光照議員） ありがとうございます。

○島軒純一議長 以上で18番相田光照議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 1時57分 休 憩

午後 2時08分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、生活保護基準の引き下げと生活保護制度の見直しによる影響について外1点、9番白根澤澄子議員。

〔9番白根澤澄子議員登壇〕（拍手）

○9番（白根澤澄子議員） 日本共産党市議団の白根澤澄子です。生活保護と高齢者福祉の関係で質問いたします。

初めに、生活保護基準の引き下げと生活保護制度の見直しによる影響についてお聞きいたします。

生活保護制度は日本国憲法第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という国民の生存権とされる規定を保障する制度であり、国民の最低生活を保障する唯一と言っていい制度です。この生活保護制度の水準を後退させ、生存権を切り下げる動きが進められています。

昨年、民自公3党は社会保障と税の一体改革で合意し、関連法を成立させました。改革と言っていますが、中身は社会保障の改悪と消費税の増税です。

昨年8月成立の社会保障改革推進法は、社会保

障を自助と共助を中心とし、国による社会保障の責任を後退させています。この法律の附則2条に生活保護制度に関し不正受給対策の強化、生活扶助、医療扶助の給付水準の適正化、就労の促進等を進めることが書き込まれました。

政府は生活保護受給者が1995年の88万人を底にふえ続け、215万人にまで増加してきており、財政を圧迫しているとして、不正受給などを利用して生活保護費の削減、抑制を図ろうというのです。

しかし、問題なのは生活保護を受給しなければならない低所得者がふえている現状であり、政府がやるべきことは貧困格差を縮め、生活保護に頼らなくても生活できる人をふやすことではないでしょうか。

派遣や契約などの不安定雇用で年収が200万円未満のワーキングプアが1,069万人にも広がっていることや、最低生活を保障する年金ではないため低年金者が多数いるのにその年金も引き下げてきているという問題を改善すべきです。

本来の国の責任を果たさず、今やろうとしていることは生活保護の受給者と受給費を減らすということです。ことし8月から3年間で生活扶助費を670億円減額し、今年度期末一時扶助費を70億円削減します。低所得世帯と比べて生活扶助基準のほうが高いということと物価が下がっていることを理由としています。

また、生活保護法の改正を決め、現在口頭でも認めている生活保護の申請を、申請時に必要な書類の提出を義務づけ、扶養義務者に扶養ができない理由の証明を求め、受給の要件になっ  
ていない扶養を事実上の要件にするものに変えようとしています。改正案は衆議院で可決され、参議院に送られています。

こうした変更や改正は、生活保護受給者初め、国民生活に大きな影響を及ぼします。生活保護基準の引き下げは1日3回の食事を2回に減らしたり、お風呂には毎日入らずに節約してよう

やく生活している人もいる生活保護受給者の生活をさらに低下させます。

最低賃金や住民税非課税基準、就学援助の対象基準など、税制、福祉、教育など38の制度が生活保護基準と連動しており、とりわけ低所得者の負担がふえるおそれがあります。

生活保護の申請は今でも車や預貯金があれば申請できないなど厳しいものですが、申請時の書類添付や扶養義務が強化されればこれまで以上に申請しにくくなり、その結果餓死や孤立死、孤独死、自殺、犯罪などの増加が心配されます。

日本の生活保護制度は改善が求められているのです。生活保護基準以下の低所得世帯のうち、実際に生活保護を受給している世帯の割合を捕捉率といいますが、日本はこの数字がドイツの65%、フランス、イギリスの90%に比べて格段に低く、18%です。

このような日本の現状に対して、5月17日、国連の社会権規約委員会は日本政府に対する勧告で生活保護時の申請手続を簡略化し、申請者が尊厳をもって扱われることを確保する措置や生活保護につきまとう恥の烙印を根絶するために国民を教育することを求めています。

今回の生活保護の見直しは国連の勧告に逆行することであり、実施すべきではなく、捕捉率を高め、憲法第25条の生存権を実質化するという政府の責務を果たすべきです。

生活保護見直しの米沢での影響とそれらへの対応について幾つかお尋ねいたします。

現在の米沢市の生活保護受給世帯、人数、保護率はどうなっているのでしょうか。その方々が今後3年間受給する方々だと仮定して、3年間で670億円の扶助費引き下げで扶助費が下がる方はどの程度おられるのでしょうか。引き下げになる総額はわかりのでしょうか。わかる範囲でお答えいただければと思います。

今年度、期末一時扶助を70億円引き下げますが、影響を受ける方と総額は幾らでしょうか。3年

間の扶助費引き下げで収入が生活保護基準より高くなり、保護から外れる方が出てくる可能性があります。米沢市ではどの程度いると見込んでおられるでしょうか。

保護廃止となれば国保など医療保険に加入することになり、保険料の負担が出てきます。また、保育料、介護保険料、利用料も無料から有料になり、家賃の負担も出てくるなど、急激に重い負担が生まれ、生活に支障を来しかねません。

住民税非課税基準は生活保護基準を勘案して定めています。04年に生活扶助基準を0.2%引き下げ、05年に4人以上の世帯の基準を切り下げましたが、これを受けて05年、06年に住民税非課税基準が引き下げられました。

今回の3年で670億円の引き下げは6.5%と引き下げ幅が大きくなっています。政府は今年度は影響がないとして来年度以降の税制改正を踏まえて対応するとしていますが、これまでの対応からも今回も住民税非課税基準を引き下げるものと思われます。住民税非課税基準の引き下げで非課税から課税になる方の人数や増税額の試算や推計があればお示しください。

就学援助制度のうち、要保護者は生活保護受給世帯の児童生徒ですが、準要保護者は自治体が認定基準を定め、生活保護基準の1.1倍から1.3倍と設定する自治体が多くなっています。生活保護基準が下がれば準要保護認定基準も下がり、就学援助を受けている児童生徒約157万人のうち対象外になるのは26万7,000人ほどになるのではないかと推計がなされています。

準要保護認定基準は自治体の設定であり、今回の生活保護基準引き下げと連動させないという判断もできます。米沢市には現在の認定基準を維持していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

生活保護の申請においてなるべく申請させないようするという水際作戦が自治体の窓口で今でも行われていて問題なのですが、生活保護法

の改正はそれを公然化するものです。申請権の侵害と言わなければならない問題です。

法が改正されれば来年4月施行の予定ですが、まだ改正案であることから答えられる範囲で答弁いただければと思います。

生活保護の申請時に書類提出を義務づけるということですが、どのような書類を提出するのでしょうか。現在は手持ち金がわずかになって相談に来た場合、書類にかかわらずその日の申請をしていると思いますが、これからは書類の関係で相談に来た日に申請ができなくなるのではないのでしょうか。書類が整えられず申請を諦める方も出てくるのではないかと思います。どうでしょうか。

扶養義務者については、扶養できなければその理由を証明することが求められ、扶養義務者についての福祉事務所の調査権限が強化されます。扶養を身内に求めなければならないことは大抵みんなわかっています。しかし、みんな生活に余裕がなかったり、不仲で扶養を頼めないから市役所に来たのではないのでしょうか。福祉事務所の調査権限の強化で受給者が望まない扶養調査が行われるようにならないのでしょうか。人権侵害の事態です。

扶養義務の強化で扶養義務者も生活苦に陥り、受給者がそれを心苦しく感じ、保護を辞退したり申請をしないことも起きてくると思われます。生活が大変な人を救えない制度になってしまうのではないのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、高齢難聴者への聞こえの支援について質問いたします。

高齢難聴者とは、耳が遠くなり聞こえにくくなった高齢者のことです。目が老眼になれば眼鏡をかけて見えやすくすることは一般的ですが、耳のほうは補聴器の使用がまだ一部にとどまっています。

年齢とともに聴覚が衰える老人性難聴は、65歳以上で2割、70歳以上で半数と推定されていま

すが、補聴器を使っている方は10%から20%と見られています。

その理由として、難聴を自覚しにくい、自覚しても年だからと諦める、補聴器は高いというイメージがある、補聴器は自分に合うように専門家の調整が必要ですが、それができず使いこなせないなどがあると思われます。

難聴は、いろいろな情報や人との会話を聞き逃し、生活を不便にして生活の質を低下させるとともに、脳への刺激を減らし鬱病や認知症の原因になることもあると言われています。

高齢化はますます進んでいきます。そこで、高齢者への聞こえの支援を進めて生活の質を低下させないようにしてはどうでしょうか。それはすなわち認知症や介護予防ともなり、将来の医療費や介護費の抑制にもなっていくます。

65歳以上の高齢者に特定健診等で聴力検査を実施していただきたいと思います。難聴を早期発見し早くから補聴器を使うことで、それまでの人生を維持しやすいと言われていますので、健診に早期発見の機会があってほしいと思います。

耳の聞こえが悪くなったら耳鼻科を受診したり補聴器を使用するよう広報するとともに、聞こえや補聴器に関する相談を実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

補聴器は高いものばかりではなく廉価なものもありますが、購入補助制度があれば家計が助かりますし、補聴器の普及にもつながりますので、購入の補助制度を創設できないでしょうか。

磁気ループはループ線を張った区域で補聴器を磁気受信用に合わせると鮮明な音が聞けるというものです。20年以上も前から導入されていますが、日本では余り普及が進んでいません。

ヨーロッパでは駅や空港など、公共的な施設に設置されているのは当たり前になっています。米沢でも公共施設には広く設置していただきたいのですが、まず高齢福祉課や社会福祉課の窓口から設置していつてはどうでしょうか。カウ

ンター用の磁気ループには補聴器をつけていない方用に受信機がついています。ぜひお考えいただきたいと思います。

以上、質問いたします。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの白根澤澄子議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、住民健診における聴力検査の実施と聞こえについての相談の実施についてお答えをいたします。その他につきましては部長よりお答えをいたします。

現在の特定健康診査、後期高齢者健康診査は、国の基準に定められた検査項目で実施をしており、生活習慣病早期発見を目的とする健診になっているため、聴力検査は検査項目には入っておりません。

健診の検査項目につけ加えることにつきましては、健診機関に聴力検査の設備がそろっていない実情もありますので、米沢市医師会の専門的な御意見をお聞きしながら検討をさせていただきたいと思います。

また、県では年に2回、身体障害者手帳の聴覚障がい認定のために聴力検査を実施しており、聴覚障がい疑われる方はこの機会を御利用いただくことも可能です。

聞こえの相談窓口については、すこやかセンターで常時開設している健康相談室がありますが、ここは何でも相談を受け付けていますので、聞こえについても御利用いただきたいと思います。健康相談室につきましては、今後も広報などで周知を図っていきいたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

〔菅野智幸健康福祉部長登壇〕

○菅野智幸健康福祉部長 私からは、生活保護基準の引き下げと生活保護制度の見直しによる影響について、そして、高齢難聴者への聞こえの支

援についてのうち市長答弁以外のものについてお答えいたします。

生活保護業務につきましては、御存じのとおり国からの法定受託事務であり、厚生労働大臣が定める基準や実施要領などに従って実施している業務であります。

御質問の生活保護受給者のうち基準額引き下げ対象となる割合と金額につきましては、ことし8月から実施される生活保護基準の見直しについてお答えいたします。

まず、平成25年3月分の保護の実施状況につきましては、739世帯、987人となっており、保護率は1.11%であります。

次に、生活扶助基準見直しに伴う被保護世帯への影響につきまして本市全体での引き下げ額についてであります。試算の方法につきましては世帯ごと1件ずつ引き下げ額を算出し、それを積み上げていくという方法しかなく、全世帯を対象とするのは困難な状況でございます。

そこで、厚生労働省が示したモデルケースを本市の基準に置きかえた試算によりますと、まず本年8月分につきましては、40代夫婦と小中学生の子供2人世帯での5,630円の減額が最大となります。41歳以上の単身世帯や60代以上の夫婦世帯では1,000円未満の減額となる模様であります。

また、平成27年度以降につきましては、夫婦と子供2人世帯での1万6,570円の減額が最大となりますが、ほとんどの世帯で1,000円から3,000円程度の減額となります。

また、12月に支給される期末一時扶助の見直しですが、現在乳幼児から高齢者まで一律に人数倍した額を支給しておりましたが、今後は経済性を勘案するよう見直しが行われ、2人世帯の場合、現行では2万3,260円が新基準では1万8,040円となります。

なお、今回の生活扶助基準の見直しに伴い保護に該当しなくなる世帯は、収入が生活扶助のみ

ならず諸扶助も含めた最低生活費を上回る場合であり、そうした方が仮にいても極めて少数と見込んでいるところであります。

次に、住民税の非課税限度額や就学援助の準要保護者への影響ということで、私からは住民税の非課税限度額への影響についてであります。生活保護基準引き下げに係る住民税の非課税基準への影響につきましては現在不明であるため、これらの国などの情報を注視していきたいと考えております。

以上が8月から実施される生活保護基準の見直しでございます。

続きまして、法改正を伴う生活保護制度の見直しについてであります。

まず、生活保護申請時の提出書類の義務づけであります。生活保護法の改正につきましては、議員お述べのとおり現在国会で審議中でございますので、現在得られる情報でのお答えとなりますので御了承願います。

最初に、生活保護申請時の提出書類の義務づけであります。改正法案第24条第1項は要保護者の氏名及び住所などや要保護者の資産及び収入の状況、これにつきましては生業もしくは就労または求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及びほかの法律に定める扶助の状況を含むとしております。

このほか、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書を提出しなければならないとし、同条第2項は、申請書には要否判定に必要な厚生労働省令で定める書類を添付しなければならないとしております。

具体的にどういう書類が必要かにつきましては、厚生労働省が開催する生活保護関係全国係長会議、これにつきましては厚生労働省の説明会に当たるものですが、そこでは現在でも省令上申請は書面を提出して行うこととされており、申請していただく事項や申請の様式を含め現行の運用の取り扱いは変更しない、また、資産や収

入の状況についても従来から提出を求めているところであり、今回の改正で新たな資料の提出を求める事項はないと説明されております。

このように法改正後も運用が変わらないとすれば、申請時に提出していただく書類は、申請書、同意書、収入申告書、資産申告書の4種類で、これを制度上整備していくものと考えております。

また、申請書類が整わない場合は申請できないのか、これについてですが、保護申請の意思が確認された者に対しては速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続についての助言を行うことや保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けないということのないよう法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むべきであることについては改正後も何ら変わるものではないとの方針が示されているところであります。

次に、扶養義務者に対する福祉事務所の調査権限の強化についてであります。

現在でも親族には扶養の照会が行っており、法律の改正案におきましては必要な人には確実に保護を実施する生活保護制度の基本的な考えを維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼を得られるよう所要の措置を講ずることを基本としております。

特に、現在検討されている扶養義務者に書面で通知することにつきましては、明らかに扶養が可能と思われるにもかかわらず扶養を履行していないと認められる極めて限定的な場合に限ることにし、その旨厚生労働省令で明記する予定であるとの方針が示されているところであります。

また、同じく検討されている扶養義務者に対して報告を求めることにつきましても、要保護者がDV被害を受けている場合など、真に保護が必要な者に対する保護の妨げとなるおそれがあ

る場合は、その対象から除くことはもとより、それ以外であっても行政が家庭の問題に立ち入ることはくれぐれも慎重に対応することが必要であり、そうした観点から対象となるケースは限られたものになると考えているとの見解が示されているところであります。

以上のことから、権限の強化が申請の抑制になるとは考えていないところであります。

次に、高齢難聴者への聞こえの支援についてであります。

まず、高齢者に対する補聴器購入制度であります。身体障害者福祉法によって定められております聴覚障がい者の方に対しましては、社会福祉課で補装具給付事業を行っております。

しかし、そこまで達していない軽度、中度難聴の方、いわゆるお年寄りなどで耳が遠いという方につきましては、話をしても聞こえないという場合と違い、静かな場所で話せば聞き取れる方もおられるなど、対象者を決める明確な基準がないことから、補助制度を創設することにつきましては現在のところ考えていない状況にありますので、御理解をいただきたいと思います。

なお、実際に耳が遠いことにより社会参加しづらいつか外出する機会が減るということも出てくると思いますので、そのような症状の場合には医療機関へ御相談いただくような周知も今後は図ってまいりたいと思います。

最後に、高齢福祉課などの窓口への磁気ループの設置についてであります。

高齢者や聴覚障がい者が窓口でさまざまな申請や相談をなさる際、現状では聞こえづらい方に対しましてはゆっくりと丁寧に聞き取りやすい話し方を工夫したり、筆談やパンフレットなど視覚的な伝達方法にて対応をしているところであります。

現在のところ、聞こえに不自由さを持つ方が申請などにおいて支障を来したというようなケースはございませんが、今後は磁気ループ装置の

ような聴力補正器を窓口に設置することによって聞こえに不自由さを持つ方がどの程度快適になるかの検証を行っていく必要性はあるものと思われま

す。つきましては、試験的に1つの窓口に磁気ループ装置などの聴力補正器を設置、その効果によってさまざまな窓口に設置することも検討してまいりたいと思います。

私からは以上です。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

〔土屋 宏教育指導部長登壇〕

○土屋 宏教育指導部長 私からは、就学援助の準要保護者への影響についてお答えします。

議員仰せのとおり、ほかの自治体においては就学援助における準要保護の認定基準について生活保護基準をもとに設定しているところがございます。しかしながら、本市では生活保護基準を準用した認定基準は採用しておらず、認定基準の一つとして児童扶養手当の支給基準を参考基準としております。

なお、児童扶養手当の支給基準については、生活保護基準と連動していないことから、今回の生活保護基準の引き下げによる影響はないものと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） 生活保護についてお尋ねいたします。

生活保護基準の引き下げの生活保護受給者への影響なんですけれども、一人一人というか、1世帯1世帯ごとに積み上げないと総額が出ないということなんですけれども、670億円の引き下げで影響が出る世帯というのは96%の世帯だということなんです。

影響を受けないところを見てもみると、町村部の単身あるいは高齢者だけの世帯というふうなことでございますので、米沢市の生活保護受給者の方はほぼ全員の方が影響を受けるんでは

ないのかなというふうに思っています。

その中で、やはり今回は比較的大幅な保護基準の引き下げではないかというふうに思います。ですので、生活保護から外れる方が出るんじゃないか、受給できなくなる方が出るんじゃないかということが大変心配されるわけなんです。

御答弁ではほんのわずかの方で極めて少数であるのではないかというふうに考えているというお答えだったんですけれども、やはり生活保護から今まで受給していたのに外れるということは自分の収入があるので足りないところを生活保護でいただいているということで、その部分が減るだけの問題ではないわけですね。

今まで負担していなかった保険料とか利用料とか、そういうものの負担が出てくるということです。家賃の負担も出てきますし、NHKの受信料というようなものも負担が出てくるわけなんです。非常に重い負担になるわけなんです。

ですので、極めて少数というのはどれほどの人数か私としてはわからないわけなんですけれども、やはりかなり大きな影響が出るんじゃないかというふうに思います。何とかやはりそういう方々を出さない、基準が下がるのでこれを出さないようにするなんていうことはなかなか大変なことではあるんですけれども、こうした方についてやはり今後の生活がどうなっていくかというようなこともきちんと見ていただきたいなというふうに思っています。極めて少数というのをどういうふうに考えたらいいか、少しお答えいただければと思います。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野幸健康福祉部長 極めて少数というふうなことで御返事申し上げたわけなんですけれども、まずお答えさせていただく前段で、やはり具体的な数を計算しなければならないということがございます。

壇上でも申し上げましたとおり、まず1件ずつそれぞれの額を計算して、それぞれの御家庭の



状況を確認しなければならないというふうな作業になりますので、この点につきましてはちょっと具体的な数字について、答弁申し上げましたとおり極めてというような形容詞はつけたんですけれども、少ない数になるだろうというふうな見込みでございます。

○島軒純一議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） 極めて少数だとしても保護から外れる方が出るということは間違いのないことだと思いますので、そうした方々についてはやはりその後の生活などについてもきちんと見ていただくような何らかの対応が必要ではないかということを申し上げ、ぜひそのような対応をしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

今回の法律の改正ですけれども、不正受給対策ということが前面に出されているところなんですけれども、この不正受給というのはこれまでもそうでした、現在もわずかでありまして、この数字というのはずっと変わっていないんじゃないかと思います。

全国的に見ますと2011年度で金額で0.5%、件数で2.4%というような数字になっているところなんです。この問題、もちろん不正受給というのはやってはならないことですが、こうしたわずかの数字を取り上げて生活保護の受給で問題なんだというふうにしていくのは非常によくはないことではないのかなというふうに思います。

米沢市での不正受給というのはどうなっているでしょうか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 不正受給につきましては、生活保護法では第78条の規定を適用し返還を求めることというふうになってございます。

そこで、米沢市における平成24年度のこの78条適用状況につきましては、全体で50件ほどとなっており、内訳として各種年金などの無申告、

これが26件と半数を占めています。次に、稼働収入の無申告が20件となっておるような状況でございます。

なお、少額の企業年金や短期のアルバイトなどの申告漏れが多くそのほかを占めているというふうな状況でございます。

以上です。

○島軒純一議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） 以前にも議会で申し上げたかもしれませんが、不正受給というのはやはり申告をしなければならないということをよくわかっていなかったり、あるいはうっかりして申告を忘れたというようなケースが多いんじゃないんでしょうか。ケースワーカーの方がきめ細かく指導されればなくしていくことができるものだというふうに思います。

こうしたことを国としては、ケースワーカーの方が持つことができる件数が今70件、80件という数字になっていますけれども、それ以上に持たなければいけないというような現状を変えていくことこそしなければならないことではないかなと、不正受給対策ではそういうことをしなければならないんじゃないかというふうに思っております。

生活保護法の改正の中で、医療扶助を適正化していくということや就労による自立の促進をしていくというようなことが書き込まれています。しかし、その法改正がなされる前、現在もこれらは行われていると思います。

この医療扶助の適正化ということは、中身は医師が後発医薬品の使用を促すことというようなことになっています。これは後発医薬品の使用の拡大ということについては、国が国民全体でこれをしていこうというところで数値目標なども設けて今現在取り組んでいるところなんです。生活保護受給者の方を限定して、とりわけその方たちが後発医薬品を使うようにというようなことをしていくというのは、やは

りちょっと差別的な対応になるのではないのかなというふうに思います。

本人の意思、それから、やはり医者がその方の病気等の治療にとってどういう医薬品が必要なのかという判断が最も大切なことではないかというふうに思います。そこを第一番に重視をして、その中で後発医薬品の使用を促すということとなりますけれども、本人の意思等の扱い、本人がどういうふうに考えているのかというような扱い、この辺現在どのように考えて取り組んでおられるのでしょうか。

また、就労についてなんですけれども、仕事は何でもいいからとにかく仕事につきなさいというような指導では問題があるのではないのでしょうか。私たちもできる仕事できない仕事があります。それから、したい仕事がありますし、したくない仕事ということもあるわけなんです。

生活保護受給者も同じじゃないのでしょうか。やはり本人の意思をきちんと大事にしていかなければいけないというふうに思いますが、現在の取り扱いはどうなっているのでしょうか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 まず、医療扶助、後発医薬品の使用についてどうなのかと、本人の意思を反映させるべきでないのかというふうな御質問でございます。

この生活保護の医療扶助における後発医薬品の取り扱いにつきましては、平成25年度より医師が後発医薬品の使用が可能であるというふうに医師が判断した場合は後発医薬品を原則として使用することとなっております。これは議員御存じのとおり、生活保護ばかりではなくて医療分野全体にわたってこのような取り扱いがされたところであります。

本人の意思に関係なく後発医薬品を使用することに、したがいまして本人の御意思に関係なく後発医薬品を使用することというふうになってまいります。

ただ、その全てを後発医薬品ということまでは言っていないくて、医師が後発医薬品の変更を認めないと、この薬ではだめだと言った場合は、この場合は当然のことながら対象外になるということでございます。

それから、就労支援において本人の意思がどのように反映されるのかという御質問でございます。

就労支援にはハローワークとの連携による生活保護受給者等就労自立支援事業、それから就労支援員による就労支援プログラム、そして厚生労働省が許可する民間職業紹介業者による民間職業紹介プログラムなどの事業がございます。

事業の活用に際しましては、議員お述べのとおり事前に御本人の了解を得るようにして紹介するような形にしております。

また、今年度より生活保護受給者等就労自立支援事業につきましては、やはりこれも本人の同意書添付が事業参加の要件となっているというところでございます。

○島軒純一議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） 現在の取り扱いと生活保護法が改正されてからの取り扱いというものは全く同じにはならないというふうに思います。法律が改正されますと何でもかんでもそれはやらなくてはいけないというようなことになり、医師の後発医薬品が使えるというような判断でというふうに今なっているところなんですけれども、生活保護受給者の方はとにかく後発医薬品だというようなことが強まって、医師もなかなか後発医薬品ではだめだというようなことが言いにくいというような状況が今後つくられてくるのではないのかなということを私は危惧しております。法律の改正というのはそれだけの力というか強制力というか、そういうものが強まるということなんです。

やはり、同じ人間として病気を治すということでは同じですので、やはり医師の方がきちんと

医薬品の選択ができるような、そういうことができるようにしていくべきではないのかなというふうに思います。

国が制度をつくっているわけですが、自治体としての裁量の部分というものも結構あるのではないかなというふうに思いますので、生活保護者というのは特別な人ではなく、私たちと同じ、そういう人であるというようなことをしっかり踏まえて取り組んでいただきたいなというふうに思います。

生活保護の申請のときの書類提出の義務づけの関係ですが、厚生労働省とかは新たな書類の提出は求めないというようなこととか、保護の意思を確認した場合には申請書を渡して受け付けるんだというふうなことをおっしゃっているということなんですけれども、今後発医薬品の関係で言いましたように、法の改正ということになりますとこの辺は非常に厳格になってくるのかなというふうに思っております。

でも、この法律には特別な事情があるときはこの限りではないということが書き込まれているようなんです。この特別な事情というものは、申請のときに書類を添付できないということです。この特別な事情をどのように判断するかなんですが、国が基準とか指針を示すかもしれませんが、窓口での判断というものが今後非常に重要になってくるのではないかなというふうに思います。

そうした場合、職員の方が直接的には担当するわけなんですけれども、米沢市としての姿勢です。そこが問われてくるのではないかなというふうに思います。生活保護の方がきちんと申請ができない、生活保護が必要な方を締め出さないような市としての姿勢、その対応が求められるのではないかなというふうに思います。

まだ法律が決まっていない中で問うて答えていただくのはなかなか大変なんですけれども、特別な事情があるときはこの限りではないという

ような文言が書き込まれているということは御存じだというふうに思いますが、この辺のところをどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 まず先に申請書関係なんですけれども、申請書関係につきましては現在議員お述べのとおり国のほうで法律の中で規定していこうという動きで条文の中に規定されております。

ただ、これにつきましては、現在私どもの事務でも国からのこの業務を行うに当たって通達なるものが出ておりまして、これまでもそれに従ってやってまいりました。

その中で、米沢市、ほかの市町村も同じだと思うんですけれども、生活保護の細則というふうな形で規則を設けて、その様式をつくって、国が通達で出しているような様式を私どもの規則で規定して現制度で受け付けを行っているというふうな状況です。

その進め方についても、先ほど申し上げましたとおりなるべく受け付けなさい、お話は聞きなさいというふうな指導がございますので、それに沿ってやっているところと。

したがって、詳細については現在法律のほうを審議中でございますけれども、国からも先ほど申し上げましたようにそちらのほうの根本的なところは国のほうでは変えていかないということでございますので、形が法律の中の制度の中になるといったところで、私どもの業務の体制につきましては変わらなく進められるのかなというふうに考えているところです。

あと、特別な事情についてどのように解釈し運用するのかということでございますけれども、これにつきましてはこの後法律などが制定されますれば運用の細則などが、詳細な説明などが国のほうから行われてくると思いますので、それを見ながら私どもで判断し業務を進めていきたいというふうに考えております。

○島軒純一議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） 生活保護を受給している方というのは国民全体から見れば1.6%の方々です。この数字というのはドイツやイギリスの9%から見て非常に低い割合です。GDP、国内総生産に占める保護費の割合も日本は0.5%です。OECD、経済協力開発機構の加盟国平均の7分の1という数字なんです。ですから、生活保護費が財政を圧迫しているというような事実はありません。

現在も、そして生活保護法改正後はなおさら生活保護受給者や必要になる方の人権や申請権を侵害しかねないというような、そういう内容が法律の中にも盛り込まれているところなんです。ですので、部長はこれまでと対応は変わらない、きちんと受け付けていくというふうにおっしゃってくださっていますけれども、職員の方々には生活保護を受給されている方々がどのような生活実態にあるのかというようなこともよく見ていただきながら、生存権を保障する立場に立って窓口できちんと対応していただきたいなというふうに思います。そのためのやはり指導というようなことをきちんとしていただきたいというふうに思います。

高齢者の難聴への聞こえの支援についてのほうなんですけれども、聴力検査については現在健診センターにあるのは老人性の難聴をはかるには適さない聴力検査の機械ということなんでしょうか。ですから現在は検査機がないというふうなお答えだったんでしょうか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 健診業務でございますが、私どもお願いしているのはやはりすこやかセンターの隣の健診センターでございます。そのほかに業務委託ということで市内の一般の開業医の方にもお願いしているというふうな状況です。ですから、健診センターに行かなくても近くのお医者様で受けられるというふうな健診の状況

なんでございます。

ここで、例えばなんですけれども、ちょっと詳細は今ないんですけれども、例えば皮膚科がそういう形に当たっていたとすると、皮膚科の先生ですから試験機というのは多分置いていらっしゃると思うんです。聴力試験機、皮膚科の先生だとすると。

ですから、そういったことで委託申し上げている全てのお医者様がこの聴力検査をできる状態でないといったところまでちょっと私どもは考察しながら質問としてお受けしたところを検討していかなければならないという意味でお答えをつくらせていただいたところです。

○島軒純一議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） 健診センターで健診を受ける方ばかりではなくて医療機関で受けられる方もたくさんおられるというふうに思いますので、健診センターでの健診に聴力検査をというふうに私としては思っただけで要望したわけなんですけれども、それだけでは不十分というふうなことでの答弁だったんでしょうか。

なんですけれども、やはりなかなかうちにも年寄りがおられますけれども、耳が結構遠くはなってきたんですけれども、なかなかそれを自分でそうだというふうに思わないし、認めないというふうな感じなんです。

やはり、耳が遠くなるということがなかなか自覚しにくいというか、したくないというような思いもあると思いますけれども、そういうような現状の中で、やはり耳の聞こえを早目に検査をして補聴器を使っていくことが大事なんですよというようなことをぜひ多くの方に知ってもらいたいというふうに思うんです。

そのためにはまずやはり自分の状態を知るためには聴力検査が必要ではないかということで健診での聴力検査をというふうなことを要望したわけなんです。

そのようなことで、それについては今後検討し

ていくというようなことでしたので、そうして  
いただきたいというふうに思いますけれども、  
聴力検査をする立派な大きな機械ではなくて、  
簡易的に検査をする機械というものも今は出て  
おりまして、簡易聴覚チェッカーとか簡易型難  
聴検査機というふうな名前が出ていところな  
んです。

金額は数万円から数千円と非常に幅があるところ  
なんですけれども、健康相談、いつでも受け  
付けているということです、聞こえについ  
てもぜひ相談を受け付けていますよ、いらして  
くださいということで、ここで簡易の聴力検査  
機を用意しておいて、そこで検査をしてもらえ  
るというようなことも可能ではないのかなとい  
うふうに思います。

この部分については、前もって言うてはいなか  
ったわけなんですけれども、簡易的な聴力検査  
機をぜひ米沢市として用意して健康相談の中で  
活用していくというようなこともできるのでは  
ないかと思いますが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 今回の御発言につきまして  
は確かに議員おっしゃるとおりだと思いますの  
で、それについては検討させていただきたいと  
思います。

○島軒純一議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） 磁気ループ装置なんで  
すけれども、現在は余り支障を来した事例がな  
いというようなことで今すぐ設置が必要だとい  
うふうにはお考えではないようですよね。でも、  
今後必要になるのではないかというようなこと  
で検討をしていくということなんですけれども、  
今の答弁ですと今後どんどん先送りかなとい  
うふうな感じがしているところなんです。

確かに丁寧にわかりやすく話をすれば大体通じ  
るというようなことはあるかも知れませんが、  
やはり聞こえの問題について市役所とし  
ても対応していますよというようなことを示

していった、やはり今後の高齢化に市役所とし  
ても対応しながら努力をしていますというよう  
な姿勢を示していくということでも、ぜ  
ひカウンターに設置をしていくということから  
始めていただければというふうに考えた  
ところなんです。

磁気ループ、普通のものですとやはり補聴器を  
使わないといけないわけですが、このカ  
ウンター用の場合には受信機があれば、受信機  
がついているんです。補聴器をつけていない方  
もそれを使っただけというふうなことで、  
とりわけ困難な事例はないかもしれませんが、  
それを使っただければより一層意思の疎通  
ができると、わかっていただけるという部分  
があるのではないかというふうに思いますが、も  
う少し前向きに検討していただきたいという  
ふうに思いますが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 それにつきましては、受  
付ということで今議員お述べのように、対面  
でお話しするということで簡易な機械、私もさ  
まざまとちょっとカタログを見てみたんですけ  
れども、そんなに高額でもなくていろいろある  
というふうに見ていたところです。

答弁でちょっときちんと伝わらなかったのかと  
思うんですけれども、全部、もちろんまだ導入  
はすることはできないかと思うんですが、やは  
りその辺の効果をまずは検証したいなという  
ことを考えておりますので、どこか1カ所なり  
導入して、一番効果のある高齢福祉課などに  
導入しながら実証を確認し、そういったもの  
の配置ということを考えていきたいという  
ふうになっているところでございます。

○島軒純一議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） そうしますと、どこ  
か1カ所でも設置をしてみたいと検証して  
いくというふうなことを近いうちに実施  
をしていくというふうな受けとめてよろし  
いのでしょうか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 直ちにと、申しわけないです、これ予算の関係もございまして、その辺財政的なところも判断しながらということで、期間的なところはちょっときょうのところはなるべく早くというところの表現をお願いします。

○島軒純一議長 以上で9番白根澤澄子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時08分 休 憩

午後 3時18分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。この際、お諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、本日の会議を日程終了まで時間を延長することに決まりました。

次に進みます。

一つ、農業再生・農業改革の考え方と取り組みについて外1点、1番木村芳浩議員。

〔1番木村芳浩議員登壇〕（拍手）

○1番（木村芳浩議員） 明誠会の木村芳浩でございます。ただいまは時間延長の許可をいただきまして大変ありがとうございました。時間内に終わらせなければならぬのかなと思っていましたが、許可をいただきましたのでたっぷり使わせていただきたいと思います。

今冬も3年連続の大雪の影響で、農家の皆様も畑や田んぼの農作業がおくれるのではないかと心配されておりましたが、5月のゴールデンウィーク明けには雪解けも早く天候にも恵まれ、

作業も例年どおり順調に進んでおり、野山にも新緑が芽生え、少し雨が少ないのかなと感じるぐらい暖かい日々が続いております。

年表伝記の中に書かれている一節には、古来天候を制する者が国を制すると言われ、邪馬台国の卑弥呼は天候を予知することで民の尊敬を集め、戦国時代、わずかな兵で桶狭間の戦いで今川義元を打ち破った織田信長の奇跡は、夕立を感知する一瞬の判断だったと言われております。

農林水産業に携わっておられる方々も、天候を予知しながら種をまき、水をやり、肥料をまいて自然という万物を相手に生産を行っておられます。まさしく国を支えているのは食料を守る農林水産業なのではないかと感じている次第であります。

台風も本日日本列島から離れていくようでありますが、被害、災害のない恵みの雨が降ってくれることを願い、早速質問に入らせていただきます。

私からの質問は、農業再生・農業改革の考え方と取り組みについてと電気自動車、いわゆるEV車用の急速充電器の早期設置についてであります。

農業の取り組みにつきましては、議員として初当選を果たした直後の平成23年6月定例会において質問をさせていただきました。人間の生命を守る上で第1次基幹産業への取り組みの重要性を踏まえ、食料、産業政策、農村・農地政策、担い手育成、耕作放棄地、休耕田の活用など、日本の未来の農業を見据えて米沢市が関係団体とともにどのように取り組んでいくかをお聞きをいたしました。

あれからちょうど2年の歳月が過ぎてまいりましたが、依然として農業を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いているように思われるのであります。

そんな中、安倍総理がアベノミクス成長戦略の第2弾の柱として攻めの農業を掲げ、農業の構

造改革を今度こそ確実にやり遂げ、農地の集積なくして生産性向上はないと打ち出し、改革の方向性を示したのであります。

農林水産省が早期導入を目指す集積バンク制度や耕作放棄地の活用、大規模農家の育成、農地の維持管理など、財政負担は数千億円とも言われており、政策が進まなければ巨額の国費を使うだけの無駄に終わることも国民や農業従事者、地方行政に携わる方々は認識しておかなければなりません。

また、安倍総理は10年間で農業・農村の所得倍増目標を掲げました。現実的な根拠がない中で農業に携わる方々は厳しい施策の押しつけとも捉えかねない問題でもあります。

また、この7月から始まろうとしているTPP交渉、乳製品を初めとした国際競争、価格競争も焦点となっており、日本の守るべき農業ビジョンと具体的な方策についてもまだまだ議論が足りていない気がしております。国民不在の政策や安易なTPP交渉はあってはならないことも政府には強く認識してもらわなければなりません。

日本の農業は世界に誇れる農業であり、安全で安心な品質であることから、メイド・イン・ジャパンの作物は今や世界のブランドであることを認識して、国際競争にどう戦っていくのかを考えるべきと思うのであります。

それにはまず第一に、日本の農業のあり方と仕組みを変えていかなければならないと思うのであります。それは農と農業は別物であるという認識にあります。

わかりやすく説明するならば、生産性が問われるものが農業であり、生産性を考えず作物を育てるのが農であります。これまでの日本の農業のほとんどが後者の農であるとも言われております。米農家で家族経営を行っている方の時給はどれぐらいか調べてみますと、わずか100円から150円とも言われており、労働時間が長い割に

実収入は少ない現実であります。

それでもなぜもうかりもしない米づくりを続けるのかといえば、先祖代々の農地を受け継ぐことを最も重要なことと考えてきた国民性にあると思うのであります。ですから、生産性を高め効率を上げるといった発想やアイデアを持たず、昔からのやり方で同じように米を栽培しているもうからない米づくりがどうして成り立つのか。答えは簡単であります。

現在、日本で米農家が約178万世帯おり、平均所得は500万円を超えとも言われております。もちろん農業だけで500万円の所得になるわけではなく、家族経営の農家の多くは兼業農家であり、ほかに職業を持って農業外収入を得ているのが現実であります。その割合は85%が農業外収入で、稲作による収入はごくわずかであるが、戸別所得補償制度を初めとする各補助金によって零細な農家が守られているのが現状であり、冒頭申し上げた農業ではなく農にほかならない形なのであります。日本の農家の7割以上がこれに当てはまるのであります。

専業農家においては2010年の農林水産省の調査で全体の27.7%あるものの、高齢化が進み統計上10年後の2025年前後には20%を切るとも言われております。また、兼業農家は限られた面積の耕作しかできないばかりではなく、農作業に従事する時間も限られており、コスト削減や品質向上に工夫を凝らす時間も持てないのが現実なのであります。

このような日本の農家の現状で日本の農業を再生することが果たして可能であるのかと思うのであります。ですから、これからの農業は農にかわり生産性、収益性のある農業へとシフトしていかなければならないと思うのであります。

魅力のあるもうかる専業農家をつくり上げることが大切であり、組織的な大規模農業を推進して農業法人をつくり、農業と人を育成しなければあすの日本の農業は衰退する一方であると思

うのであります。

今の農政は農業を推進するどころか、農を維持するようばらまき政策を続けており、2011年には約5,600億円、昨年、2012年には約1兆円も補助金が注ぎ込まれてまいりました。このような仕組みの日本の農業に未来があるとは思えないし、いずれ国の補助金にも社会保障費のしわ寄せが重荷となり、限界が来ることだろうと思えてならないのであります。

ことし4月、農林水産省は攻めの農業・水産業の具体化の方向を打ち出しました。この中身は3つの戦略が示されており、9つの課題への取り組みが明記をされております。その課題の中でも3つの重要課題が優先して全国で取り組みを強化していこうというものであります。

1番目には、担い手への農地集積、耕作放棄地の発生の防止・解消の抜本的な強化、2番目には、国別・品物別輸出戦略の構築、食文化・食産業のグローバル展開、3番目には、多様な異業種との戦略的連携、新品種・新技術の開発・普及、知的財産の活用などと明記がされております。

また、山形県の農林水産部では、この農林水産省の戦略が打ち出される前に、新農林水産業元気再生戦略の概要を県内4ブロックに分けて地域の取り組み戦略が示されたところであります。

このように国や県が本格的に農業に対して取り組みを打ち出してきた背景には、農業自体が産業としての存続が危ぶまれ、基盤低下はもとより、担い手、後継者の推移が低水準のまま進行しており、農林水産業の危機的状況がいよいよ目の前に迫ってきている、つまりはTPP交渉が加速することにより日本の農業が産業としてもうからない、新規就農者が減退する傾向や高齢者の離農など、これまでの農業と商工業を比較した場合の産業格差への危機感がようやく国の政策として本腰を入れざるを得ない形になってきたのではないかと思います。

我が山形県のこれまでの取り組みも、豊かな自然環境に恵まれた土地柄から、米づくりを基幹作物として果樹など園芸作物や畜産など、多様な農業生産が展開され、主要な食料供給県として全国に発信を行い、安全・安心への取り組みが進み、各分野において県独自の新品種の開発が進むなど、その評価は日本を越えて世界にまで伝わっております。

それでも、前記述べたように、我が山形県でも例外ではなく、昭和45年ころから最近に至るまで、米を初めとする多くの農産物の過剰基調、価格の低迷による農業収入の伸び悩みなどを背景として農家数の減少が進み、兼業農家化が進行してきたわけであります。

こうしたこれまでの農業を取り巻く環境を早期に改善する必要に迫られておることを重く受けとめ、山形県の農業の一翼を担う米沢市も農業経営者とともに正面から課題と向き合っていますが、現在の本市の農業の現状、担い手・後継者対策、耕作放棄地の現状と今後の対策、新ブランド品の創出や構想、農から農業への改革の考え方、法人化・大規模農営・農商工連携への推進などについて当局の御所見をお伺いいたします。

また、農業委員会として現在の農業をどのように捉えておられるか、農業委員会としての取り組みとお考えをお聞かせいたします。

次に、電気自動車、EV車用急速充電器の早期設置についてお伺いをいたします。

ここ近年の車社会は、クリーン税制、エコカー減税、エコカー補助金などによりエコカーブームが進み、電気自動車の普及が急速に進んでまいりました。国内外の自動車メーカーも、近年の地球温暖化問題を重視し、ガソリン車からEV車、プラグインハイブリット、PHEV車へ車両開発が進められ、日本国内はもとより世界での需要もふえてまいりました。



そんな中、我が国のこれまでの車社会におけるCO<sub>2</sub>の排出量は全体の約2割を占めており、低炭素社会の実現に向け大幅な排出量削減を実現するにはあらゆる輸送電化の推進が有効な手段であると考えられており、中でも走行中にCO<sub>2</sub>を排出しないEV車はCO<sub>2</sub>の大幅削減の切り札にもなると期待が寄せられております。

そうした中、EV車の普及や利用促進を進めていく過程において、普通充電を日常の利用方法としつつも、公共における充電インフラを整備することが急務であり必須条件であるとの認識が広く共有されつつあります。

社会全体において最適な充電インフラを最小限のコストで構築するためには、急速充電器を一定の広さを確保したエリアに満遍なく配置を行うこと、EV車の普及や車両台数、充電需要に応じて必要と考えられる急速充電器の整備を早期に進めていかなければならないと思うのであります。

これまで全国の充電インフラ整備の状況は、民間企業のCSR活動や公的な補助金などの支援が急速充電器の普及を支えてまいりました。しかしながら、中長期的にEV車の本格普及に合わせて充電インフラを持続的に拡充していくためには、充電サービスの新たな確立を考えていく必要が求められております。これまでのガソリンスタンドや大規模駐車場、公的施設や商業施設、観光施設や道の駅など、利用する側の立場に立って考えれば充電サービスの付加価値とあらゆる相乗効果への期待につながっていくものとして考えられるのであります。

国は、2012年度の補正予算の中で全国の電気自動車急速充電ステーションを現在の1,400カ所から3万5,000カ所にふやすため、総額1,005億円の予算計上をし、来年2月まで本格的に設置に取り組む方針を打ち出しております。

この背景には、国内におけるエコカー需要の高まりが加速して、昨年度国内販売所有台数が160

万台を超え、経済産業省による次世代自動車戦略研究会において2010年4月に公表された次世代自動車戦略2010では、EV・PHEV車の普及見通しは2020年の新車販売台数を現在の15%から20%増、2030年には20%から30%増とする政府目標を掲げております。

このような国の政策をいち早く地方で取り組む自治体も増加傾向にあり、公用車などもEV車に切りかえを行ったり、急速充電器も公共施設や観光地などに積極的に設置や導入に取り組むなど、地域振興や観光政策の一環として図られておるのであります。

我が山形県においても急速充電器のインフラ整備が着々と進められており、2010年度には東北で一番早く山形県庁の正面に急速充電器が設置をされ、山形市を初め、上山市、村山市、鶴岡市、飯豊町などでは役所や観光地に設置が進められており、本年4月1日現在では自動車販売会社の設置状況を合わせると13市1町で設置稼働中であります。

このような次世代自動車社会の技術の進歩に合わせていかに社会整備を推し進めていける自治体であるかが問われているのだと思うのであります。

米沢市は毎年四季折々で多くの観光客が訪れます。東北中央自動車道も29年度の完成に向けて着々と工事が進められている中において、道の駅構想も政策が進められてまいりました。この急速充電器の早期設置は本市にとって産業、観光、地域基盤強化へつながる大変重要な施策であり、いち早く設置に取り組むべきと考えますが、当局の御所見をお伺いし、壇上からの質問を終わります。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの木村芳浩議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、本市における農業の実態についてお

答えをいたします。その他につきましては部長よりお答えをします。

我が国の農業情勢はここ十数年で一層深刻になっております。本市もまた例外ではありません。

まず、本市の場合の農業を支える人の問題についてであります。本市の農家総数は平成12年から平成22年までの10年間で約2割が減少し、販売農家にあっては同じく10年間で約3割が減少しております。平成22年には1,201戸となりました。販売農家における農業従事者の平均年齢は65.2歳ですが、高齢化が進んでおります。

これまで中心となって農業を支えてきた昭和初期世代生まれの農業者が70歳を超え、次々に引退する一方、後継者や新規就農者の育成はおくられており、農業振興の中核をなす農家数の激減が目目の大きな課題となっております。

次に、農業経営の基盤となる農地の問題ですが、本市でもこの十数年間で稲作を中心に規模拡大が進み、10ヘクタール以上の経営体が約2.5倍にふえておりますが、借りた農地あるいは取得した農地が分散をしている、米価が低迷しているなどによって、今後さらなる規模拡大は容易ではないと捉えております。また、中山間地では農作物への鳥獣被害が経営意欲を減退させ、耕作放棄地の拡大などが懸念されます。

しかしながら、一方では明るい希望もあると思っております。先日、ある新聞で農業高校の人氣が大変高いという記事を読みました。部活に行くより畑に行くほうが格好いいという高校生のコメントも載っておりました。これは子供たちの世代の価値観を物語っているものというふうに思います。

世の中というのは振り子のようなものだと考えております。一つの風潮が極端な方向に行きますと揺り戻しというものがあって、正常な方向に戻っていくという、そういうことであります。

ですから、子供たちの世代の中では農業の大切さという考え方が揺り戻しになってき始めてい

るのではないかというふうに思っています。これは一時的なものではなくて、そういう方向に進んでいくということだと思っています。ですから、農業が再び活力を持つ時代も決して夢ではないと考えております。

ただし、その前にT P P参加によって日本農業が再生不能なほど潰れてしまうような状況を招かないか心配をしているところであります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 伊藤農業委員会会長。

〔伊藤精司農業委員会会長登壇〕

○伊藤精司農業委員会会長 私からは農業再生・農業改革の考え方と取り組みについてのうち、農業委員会としての現状認識はどう捉えているかについてお答えいたします。

本市農業は高齢化、担い手の不足、生産物の価格低迷に加え、昨年からT P Pへの参加問題など、農業を取り巻く情勢は一層厳しさを増しており、中山間地域においては遊休農地の縮小や担い手不足の解消は将来にわたり地域を維持していくため重要な課題となっております。

当農業委員会では、優良農地の確保、有効利用の観点から農地法に基づく許認可や遊休農地の解消のほか、農業者の公的代表機関として農地の確保、有効利用と農業担い手の確保・育成を中心とした地域農業の振興に取り組んでいるところです。

一方、農業担い手の確保が喫緊の課題となる中、市農林課、農業担い手支援機関・団体、米沢地域農業再生協議会などでは農業担い手確保・育成や農地利用集積の取り組みが進められております。

こうした農地の有効活用と担い手の確保・育成は地域振興、農業振興を進める上での車の車輪の関係であり、双方が一体となった取り組みが極めて重要と認識しているところです。

当農業委員会では農家、農業者の代表として地域の認定農業者等や議会議員との意見交換、各

方面からの情報収集、研修等を行い、米沢市における農業振興についての施策も検討し、市長や市議会議長への建議・要望を行っているところです。

また、国の政策等につきましても、県農業会議、全国農業会議所という系統組織と連携して、国や県への要請活動を継続してまいりました。ことしの5月30日においては東京都内での全国農業会議所主催による全国農業委員会会長大会が開催され、基本農政の確立に向けた政策提案、決議及び国益を守れないTPP交渉に反対を求める要請決議等を農地政策の見直しに向けて提案決議をし、直ちに農林水産大臣を初め、政府、国会関係に要請活動を行ったところです。

今後もあらゆる機会を通じて情報収集と研修に努め、農家を初め、関係者の方々と連携して農地と担い手を守り生かすための諸活動を続けてまいりたいと存じます。

現在、米沢市におきましては農業振興の計画策定及び円滑な推進を図るため米沢地域農業再生協議会が設置され、当農業委員会も構成員として加わり、農業課題解決に向けて携わっております。

そして、さらにまた力強い農業構造実現に向け、市が実施主体となって昨年度設定した人と農地の問題を解決する人・農地プランの見直しに向け、JA等関係機関団体との役割分担をもとに農地情報の提供や事業説明会等の場への参画など、農業委員会として期待される役割を的確に果たしていくということが求められていることから、現に農業委員会として積極的に貢献していくことが重要であると認識しているところです。

私からは以上です。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

〔埴田美佐雄産業部長登壇〕

○埴田美佐雄産業部長 私からは、1番の農業再生・農業改革の考え方と取り組みについての御

質問についてお答えします。

初めに、農業の担い手対策についてお答えします。

農業経営改善計画の認定を受けられている経営体、いわゆる認定農業者は、平成24年度末現在で251経営体となっており、うち女性が2名、法人が18経営体、経営の中心は稲作であります。近年は畜産や園芸作物を主体とする経営の認定もふえてきております。

また、旧村11地区において平成25年1月に策定いたしました人・農地プランでは、農地集積の受け皿となる中心となる経営体に179名が位置づけられ、今後の地域農業の担い手としての役割が期待されています。

これらの制度に位置づけられた経営体については、国、県、市からの金融、税制、補助制度などのさまざまな支援策が年々充実してきておりますので、認定農業者の組織する米沢市認定農業者会議とも連携しながら、より有利な融資策の積極的な活用、収益の上がる作物の導入、経営者能力の向上などの支援を積極的に行い、地域農業を牽引する競争力の高い経営体の育成・確保を目指していきたいというふうに考えております。

次に、耕作放棄地対策についてお答えします。

平成20年度に本市が行った調査で明らかになった荒廃し現状のままでは耕作できない農地は約17ヘクタールであります。平成22年農林業センサス調査の、以前耕作していた土地で過去1年以上作付がなく、この数年の間に再び作付する意思のない土地については、346ヘクタールという結果になっております。

これらの耕作放棄地については、条件不利地、高齢化、兼業化による離農、経営縮小、相続による不在地主、鳥獣被害による意欲減退など、やむを得ない理由が大勢を占めております。

営農再開は極めて困難な状況にありますが、平成25年度から経営所得安定対策において不作地

等の改善計画が予定年までに達成されない場合、交付金の対象面積から除外されることとなったため、営農再開に向け動きが一部で見られるほか、農業委員会と連携を図りながら農地としての利用が可能な土地については再生利用を図られるよう働きかけを行っており、国や県の事業を活用したモデル事業として、平成23年度に万世地区内で0.3ヘクタールについて灌木や草などの除去を行い牧草地として再生、平成24年度には農業委員会との連携を図りながら、南原地区で0.6ヘクタールをソバ畑として再生、今年度も前年度の隣接地1ヘクタールの再生を予定しているところであります。

今後は、人・農地プランによる地域内での話し合いや鳥獣被害対策の充実を図るとともに、国が設置を計画している県農地中間管理機構による農地利用・集積の仕組みを活用し、所有者の死亡や不明となっている農地を含めた耕作放棄地の解消に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、新たなブランド化の取り組みについてお答えします。

本市では恵まれた自然の中で農畜産業が営まれており、高い生産技術と熱意を持った農業者によって稲作を中心に畜産、野菜、果実、花卉などの多様かつ質の高い農畜産物がバランスよく生産され、流通関係者や消費者から高い評価をいただいております。

毎年、民間の調査機関の全国の1,000の市町村と47都道府県を対象に実施している地域ブランド調査の最新報告2012では、米沢牛が牽引役であります。食品購入度ランキングで全国第6位となっており、前年の第5位、一昨年の第8位と安定した高い評価をいただいております。

しかし、米沢牛以外にも歴史や伝統によって育まれた質の高い食材や食文化が数多くあるものの、情報発信力の弱さなどから米沢というブランド力を十分に生かし切れない状況にあります。

このためまちづくり総合計画後期計画にも掲げている米沢ブランドの創出に向けた検討を進め、所得向上や地域活性化につながるような戦略の策定を目指していきたいと考えております。

また、今後生産の拡大が期待される寒中野菜などについてもブランド戦略の中に位置づけ、支援を行っていききたいと考えております。

次に、農から農業への改革についての考え方、もうかる農業を目指してについてお答えします。

農業を取り巻く状況が厳しい中、これまでも生産農家は生産技術の向上、コスト削減、有利販売のための販売拡大などの努力を重ね、農業所得の確保に努めてまいりましたが、人口減少に伴う市場規模の縮小や消費者ニーズの多様化など、ますます厳しさが増す中では、従来のやり方にこだわらず、新たな発想や競争力の高い経営力を身につけ、農業政策に左右されないもうかる農業を目指していく強い農業経営者を育成していくことが地域農業を牽引していく上でも非常に重要であるとともに、現に地域農業を下支えしている高齢者、新規就農者、女性農業者などの多様な担い手との連携による農業振興も大切であると考えております。

次に、法人化・大規模化・農商工連携の取り組みと考え方についてお答えします。

前の質問でもお答えしましたもうかる農業を目指していくため、生産効率を高めるための大規模化や経営の効率化、信用増大による取引の拡大、安定的な雇用の確保を図るための法人化については積極的に支援してまいりたいというふうに考えております。人・農地プランの活用、関係機関との連携による相談機能の強化に努めていきたいと思っております。

また、農商工連携については、農業経営の拡大による販売先の確保、新商品・サービスの開発・販売などを進めるためには商工業者などの異業種との連携によるそれぞれの経営資源を生かした取り組みが重要であることから、その機

会を拡大するための情報提供やビジネスマッチングなどの支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

〔山口昇一企画調整部長登壇〕

○山口昇一企画調整部長 私からは、電気自動車用の急速充電器の早期設置についてお答えをさせていただきます。

まず初めに基本的な考え方についてであります。電気自動車用の急速充電器は、現在本市内には自動車販売会社2カ所に設置をされているのみというふうな状況にあります。

一方で、電気自動車については東日本大震災以降のエネルギーへの関心の高まりや地球温暖化対策、大気汚染対策に効果的でもあり、さらには電気自動車そのものの性能の向上、低価格化などの要因もあり、販売台数は伸びる傾向にあるようであります。

こうした流れを受けながら、本市といたしましても今後公共施設を初めとして観光施設、民間商業施設などの適地を選定しながら、できるだけ有利な財源を活用して効果的な設置を目指していきたいというふうに基本的には考えております。

次に、そうした中で御質問がありました次世代電気自動車インフラ整備促進事業についてですが、本事業は平成24年度補正予算として、事業規模は1,005億円となっております。

電気自動車やプラグインハイブリッド自動車に必要な充電器の購入費及び工事費について、その一部を補助することによって設備投資等を喚起するとともに、次世代自動車のさらなる普及を促進をしながら日本経済の下支えを図っていくもので、具体的には目的地の途中で充電可能な経路充電の充実を図ること、いわゆるガソリンスタンドや道の駅、コンビニ等であります。

次に、目的地における目的地充電の充実を図る

こと。観光施設、テーマパークやショッピングセンターなどがこれらに含まれます。

さらに、3番目としてはマンション駐車場や月決め駐車場等の充電設備、基礎充電の設備の加速化を図っていくものであります。

補助率については、民間団体が整備をする場合は基本的には2分の1であります。県などの自治体がビジョンを策定し、かつ公共性を有する充電設備の場合については3分の2となることから、県では本制度を活用するためのビジョンを現在策定中であります。来月、7月中にはこのビジョンの策定を完了させたいということでもあります。

現在策定中の山形県のビジョンの素案について若干御紹介を申し上げますと、次世代自動車の普及拡大による地球温暖化を防止する低炭素社会を構築し、観光振興及び地域づくりの振興を策定の趣旨としながら、県内を電気自動車で電欠なく安心して移動できるよう面的に整備し、広域観光圏を構築できるよう観光エリアに漏れなく整備するというような内容になっております。

また、ビジョンの期間は平成25年度の策定月から整備促進事業の終了時期までというふうになっているようであります。

素案の設置の基本的な考え方としては、1つ目は県内を縦断、横断する幹線道路、隣接県に通じる主要道路、各生活圏の主要道路沿いの施設またはその付近の施設などの目的地の途中に設置をするものと、公共施設、不特定多数の人が利用し、一定時間滞在することが見込まれる施設などの目的地に設置をするものがあるようであります。

本市といたしましては、まずは公共施設を初めとして、観光施設、民間商業施設などの適地を選定し、必要と思われる民間事業者にはPRを行いながらこの事業の推進を図っていききたいというふうに考えております。

なお、補助率は下がるものの、この県のビジョンに基づかない事業もこの対象になっておりますので、こちらについても幅広く活用いただけるようなPRに努めていきたいというふうに考えております。

本事業については非常にタイトなスケジュールで進んでおりますので、PR、調整等に努めていきたいというふうに考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 木村芳浩議員。

○1番（木村芳浩議員） まずは御答弁ありがとうございました。

今回農業の再生・改革を進める中で非常に農業の分野、さまざまな角度から考えていったときに、先ほども壇上でもお話をさせていただきましたTPPの問題を抱える中において、やはり基本として考えていかなければならないのは、もうかる農業を構築していく必要があると。これまでやはり農業というよりは、仕組み的には農だったのかなというふうにも思っております。

そうした中で、やはり国がこれだけの農業に対しての補助金をつけてきた、これはやはり歴史を考えてみますと戦後日本の工業の高度成長を図るときに、そもそも地方において農家を継いでいたその世代の方々が、あの「ああ、上野駅」というような歌も出ましたけれども、やはり大都会、大工場に集積をされた結果、工業の発展は高度成長を生み出したけれども、逆に農業の担い手というふうな部分では1世代、2世代とも空洞化を生んでしまったのではないかなと。今、この時代を迎えてこの農家の担い手がどんどんいない。さらには、やはり農業をやってももうからないという、この社会ができ上がってしまったのではないかなと私は思っております。

このたび国のほうで農業戦略を新たに攻めの農業として、総理が10年後所得倍増計画を掲げた

わけでありますが、これまでも農業に参入しようという企業もたくさんあったと思うんです。大企業も含めて。

しかしながら、そこに何が必要だったのかというと、やはり農業は自然を相手にしますし、一番本当に農業をやれている方が実は農業の改革であるとか農業の再生なんていうことではなくて、昨年と同じ作物がことしもとれるように、ことし以上に来年の作物がとれればいい、一つのやはりルールがあったのではないかなと私は思っているんでありますが、その中でこの米沢市、山形県というのは農業県でございますから、米沢市を考えたときに大規模化を図っていく。これは農業面積を考えても非常にグローバル過ぎの話なのかなと。

実際に専業で農家をされている販売農家も含めて、今市長からもお話あった1,200世帯の方々が大中小合わせていらっしゃる中で、こういった中で今後農業を推し進めていく、米沢市として推し進めていく中、今例えば観光ブランドを考えたときに米沢のABC、舘山りんごだ、米沢牛だ、米沢鯉だとありますけれども、今御紹介があったように全国の地域別ランキングでは米沢牛だけが特化をして、舘山りんごや米沢鯉というものが全然表面に出てこないということを見ると、まだまだブランド力というものは、部長も御答弁いただきました、情報の発信というよりも、私は経営学の問題だと思うんです。

農業にこれまでは農業というものがなかったことによって経営まで考える必要性を重視してこなかった。こういった背景がやはりいいものはできても売り手がないという現実がこれまで進められてきたのではないかなと。その一翼を例えば青果市場であるとか、あるいは地元のスーパーあたり、小売をやっていた八百屋さんがその販売を補っていただきましたけれども、近年ではやはり大店舗型のスーパーが多くできたことによって、地元の八百屋さんも本当に減少して

いる、そういった背景を考えても、私の身近なところには30代の後半の方々でこれから農業を始めたいという気概を持っている方も多いです。しかしながら、今申し上げたように農業でもうからない、もうからなければ生活ができないというふうな背景がある。

そこで、ちょっと私は1つそういった新たな新規就農者に向けた取り組み、これは支援をしていくと今は力強いお言葉をいただいたんですが、今、米沢市の取り組みの中で、例えば川西町の取り組みをちょっと見せていただくと、多分補助金なんですが、種なんかに川西町は補助を出しているという現状があるそうであります。米沢市の今の現状はどうなっているのでしょうか。そこを教えてください。

○島軒純一議長 亶田産業部長。

○亶田美佐雄産業部長 今議員仰せのとおり、これから守る農業でなくて攻めの農業ということで考えていきますと、農業者が希望を持って農業に従事し、必要な所得を確保できる環境をつくっていくということが大事になるのかなというふうに思っています。

今、川西町のお話については私、直接まだ、経験不足なものですから承知しておりませんが、御答弁は差し控えさせていただきたいと思えます。

○島軒純一議長 木村芳浩議員。

○1番（木村芳浩議員） ちょっと通告では少し触れさせていただいてはおったんですが、では、例えばこれから新規就農者の方々が新しい農業団体、農業法人をつくるといった中におきまして、これまでですと例えばさまざまな融資制度があったり、あるいは一定の所得がとれるまでに国や県、市町村において150万円あるいは200万円といった所得の補償が新規就農者にはされてこられたわけですが、実際この仕組みで生活をやれる、やれるという基盤に乗った方を、私は今回ちょっといろいろな農家の方々あるいは

若手でそういう新規就農を進められている方で、現状的には利益までつながっていないというのが今の農業の現状だとお聞きをしまいいりました。

そうすると、例えば今先ほどお話があったように、3月も相田議員が触れていただきました寒中野菜という部分を考えたときに、あの寒中野菜というのは実質品物が畑にできて収穫して出荷するまで相当な短い期間の中で作業を行わなければならない。

やはり、その寒中野菜をつくる間に何カ月という長い期間を収入が入らないままに生産を行って、その一極集中型でとって箱詰めをして出荷をします。そのときに莫大な人件費、人の力が必要になるという中で、こういった補助金をいただいても結果的に手元に残るお金はマイナスを生んでしまう。こういう現実があるんです。

こういった場合に、米沢市として新しいブランドをつくっていく、決められたこれまでの補助金ではなくて、そうやって汗を流して農業を目指す若者が収益性のある職業としてやっていける土台をつくっていく必要があると私は思うんですが、その辺に関してお考えをお聞かせください。

○島軒純一議長 亶田産業部長。

○亶田美佐雄産業部長 議員仰せのとおり、新規就農者の育成・確保については喫緊な課題だというふうに思っておりますが、先進事例なども参考に、今現在持っていないわけなんです、独自の支援策についても今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○島軒純一議長 木村芳浩議員。

○1番（木村芳浩議員） ぜひそういう若手の世代、あるいはせんだつてもちょっと新聞に載っておりますけれども、鶴岡市なんかでの取り組みですと、たしか55歳くらいのちょうど定年を間もなく迎える方々に定年を迎えられてから農業というビジネスを推進していただこうという取

り組みもやっていますし、あるいは神奈川県  
横浜市であるとか茅ヶ崎市などの取り組みは、  
市独自で耕作地とその耕作がされていない、い  
わゆる休耕田になっているところを1反ぐらい  
の大きさから市民に貸し出しをして、いわゆる  
農業というものをまず本当に一番下のレベルで  
体験をしてもらって、そこから家業として、ビ  
ジネスとして取り組んでもらおうと、こういう  
政策もやっているようであります。

最後にちょっとお聞きをまずしておきたいのは、  
今いわゆる県外からさまざまな、これ県の取り  
組みでも重要視してやっておりますけれども、  
県外から小中学生が修学旅行、あるいはそれ以  
上、高校の修学旅行などで農業体験に山形県に  
来ております。

せんだつても恐らく米沢市でも南原地区ですか、  
関地区のほうで千葉県の修学旅行生をお迎えを  
して農業経験をしていただいたということが報  
道にも載っております。

このときに実は修学旅行で来た方をお迎えした  
ところから、同じ中学生がこう言われたそうで  
あります。毎年こういう田んぼの季節や畑の季  
節になると、お父さん、お母さんの将来の後継  
者として手伝っているんですかと聞かれたそう  
であります。

そのお子さんは実際そういう郡部というか、そ  
の地区におじいちゃんの代からお父さんの農作  
業を見てはきましたが、ほとんど手伝いをした  
ことがなかったもので答えようがなかったと。

ある意味で向こうから来る学生さんたちは農業  
というものは、田植えというものはこういうも  
のだと、まずは初期レベルのことを学んでこち  
らのほうに修学旅行に来ているということで、  
実際そういうふうな受け入れをする側の体制と  
いうか、例えばこれは農林課さんで恐らく受け  
入れをやっていると思うんですが、その事前的  
な受け入れ先に対するこういった取り組みをと  
いう、何か目的、目標として伝えられているこ

とってあるんでしょうか。

○島軒純一議長 刈田産業部長。

○刈田美佐雄産業部長 今議員仰せのとおり、生徒  
との触れ合いによって感動が生まれたり、今後  
も続けていきたいという御意見をいただいたと  
いうことであります。

過疎化が進む地域に農業体験で生徒が入ってく  
ることについては地域活性化にもつながること  
から、今後関地区のみならず広く取り組みを希  
望する地区を拡大してまいりたいというふうに  
考えております。

○島軒純一議長 木村芳浩議員。

○1番（木村芳浩議員） ぜひ率先してそういう取  
組みをしていただくとともに、教育委員会の  
ほうにも実は要望させていただきますが、やは  
り地元の小中学生が農業に携われる、ぜひそう  
いう時間帯を学校のカリキュラムでも多くつく  
っていただきたいなということを要望して次に  
入らせていただきますが、2番目の項目であり  
ます。

今回もちょっと議長の許可をいただきましてパ  
ネルをつくらせていただきました。先ほどの質  
問でも申し上げましたとおり、今、これは飯豊  
町の道の駅めざみの里で設置をされている電気  
自動車の急速充電器の設置状況であります。

今、部長が御説明いただきましたように、県で  
は7月中旬ぐらいまでにはこのビジョンの策定  
を行って、来年の2月28日までこの補助金の申  
請受け付けを国で行っているということであり  
ます。

もちろん時間のない中で、これは来年のやはり  
山形はデスティネーションキャンペーンを迎え  
るに当たって、各山形県の市町村ではこのビジ  
ョンが定められたと同時に相当この取り組みに  
取り組んでいくというお話も聞いておりますし、  
また、民間企業の自動車販売会社においてもそ  
こを目指して何とか多く観光地米沢のために設  
置を行ってきたいという声もあるわけであり



ますが、実質これ具体的に聞きますけれども、米沢市としてこのビジョンが7月、夏ごろまでに県で示された場合に、この補助金を活用して今後2月までにある程度の設置箇所を検討し、決定をいただいて設置していく方向性の考え方は具体的にあるのでしょうか、そこをお聞かせください。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 ビジョンの中に要するに3分の2の高率補助を得るためのそれぞれの自治体、市町村の何台ぐらいが望ましいかというふうな配分などもされることになっているようであります。もう既に他県のほうでビジョンを公開しているところがあるわけですが、個々の自治体については何台ぐらいというふうなめどをビジョンの中に示すというところがあるようであります。

そういう意味では、今、現段階で何基程度が採択できるかというところについてはなかなか不透明なところはあるわけですが、今、県のほうから意向調査、あくまでもこれ意向でありまして、実現性についての担保はまだないわけですが、市としても公共施設としては道の駅田沢を含めて交通要所であります駅に設置できないかというふうな部分とか、それから、市民への啓発を深めるために本庁舎に設置できないか、あるいは観光振興という意味合いからしますとやはり上杉神社周辺の部分で1基ぐらい設置ができないか、それから温泉地、こういうところも視野に入れながら県のほうには意向調査で回答はさせていただいております。

難しいところは、やはり民間に設置をしていたく部分については民間の意向があるわけありますので、こちらのほうからこの制度について説明をして同意をしていただくというところが必要になってまいりますので、そうした調整は急がさせていただきたいなというふうに思っております。

○島軒純一議長 木村芳浩議員。

○1番(木村芳浩議員) 私も実は全国の先験事例の中で米沢市と例えば人口が似ているところの取り組みというふうなところでいろいろちょっと調べてはみたんですが、似通ったところがなく、先験的に進められている都道府県が10県ぐらい今全国にあります。

その中で、例えば群馬県なんかの取り組みなんかを見てみますと、これは車両台数に対してではなくて、人口割で、私勝手に私見的に見ますと、大体1万人規模のところは今2カ所設置をされているというふうな何か状況のようです。率とデータを見ますと。

そうしますと、米沢市を考えた場合に、大体8万5,000人から9万人の人口割合ですから、16カ所ぐらいが相当するように、将来的にですよ、将来的にはそういった設置数になれば理想なのかなと。

今、部長おっしゃったように、もちろん県、米沢市と例えば国道で結んでいる13号線、121号線、287号線、こういったところのやはり道の駅あるいは公共施設、そしてやはり病院などにも私は必要になってくるのかなと。これは意外とEV車の普及を10年後、20年後考えていったときに、こういう公共施設プラスいわゆる緊急的な場所と考えられる病院なんかの普及率も、これは他県の先進県のほうでの案件として載っております。

そこを今ちょっと言わせていただいたんですが、将来的なビジョンとしてそういったことを掲げて、ぜひこの26年の2月までに米沢市におきましても、市長、ぜひ1カ所でも2カ所でも、そして、これに関しましては民間企業のほうで相当努力をして行政のために協力をしていきたいという申し出もあるようでございますので、ぜひ前向きにひとつ時間のない中で検討していただきたいことを要望しまして質問を終わります。

○島軒純一議長 以上で1番木村芳浩議員の一般質

問を終了いたします。

.....

散 会

○島軒純一議長 以上をもちまして、本日の日程は  
終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 4時18分 散 会